

事務局資料

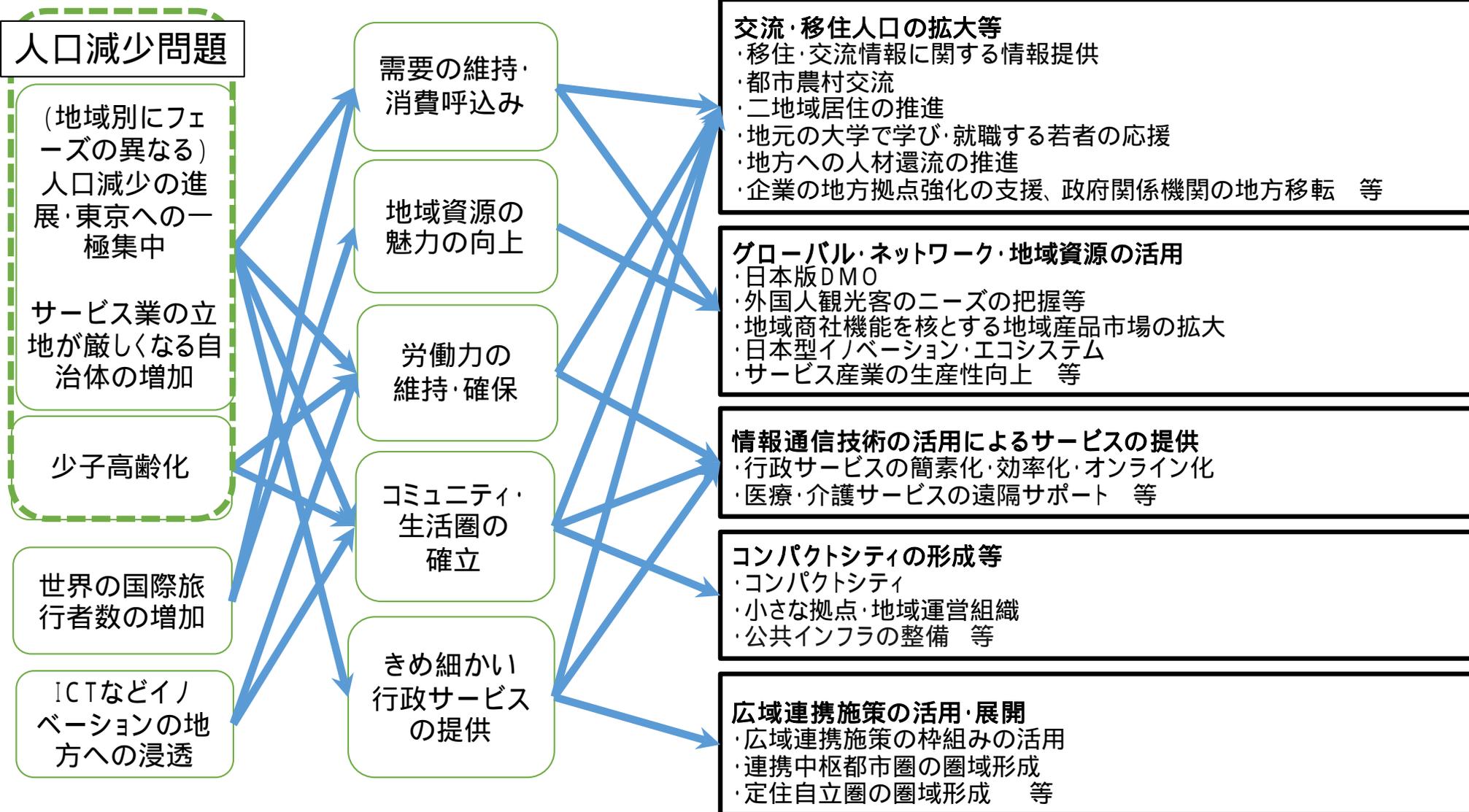
(地域経済)

平成28年10月27日

2030年を展望した地域経済の改革の方向性(未定稿)

(2030年に
予測されること)

(課題)



1 . 人口減少・少子高齡化關係

日本の将来人口動向

n 今後人口減少が加速度的に進行する見込み。2020年代初めは年60万人、2030年代は年90万人の減少。

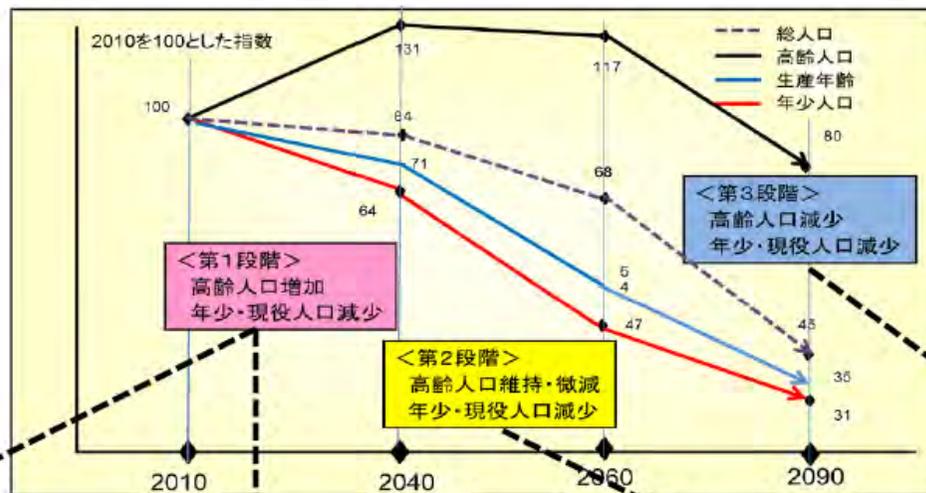
将来推計人口【中位推計 - 合計特殊出生率1.35】

	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年
総人口	12,806万人	12,410万人	11,662万人	10,728万人	9,708万人
老年人口 (65歳以上)	2,948万人 23.0%	3,612万人 29.1%	3,685万人 31.6%	3,868万人 36.1%	3,768万人 38.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	8,174万人	7,341万人	6,773万人	5,787万人	5,001万人
年少人口 (～14歳)	1,684万人	1,457万人	1,204万人	1,073万人	939万人

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

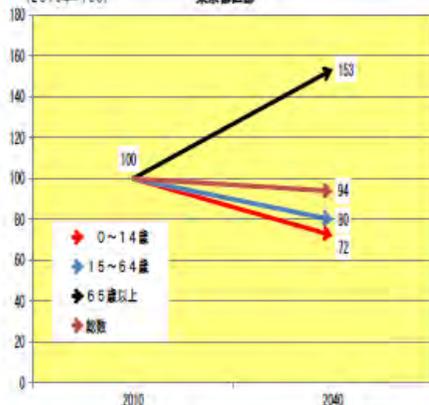
地域によって異なる将来人口動向

n 地域によって人口の「減少段階」は大きく異なる。東京圏や大都市などは「第1段階」にあるのに対して、地方はすでに「第2・3段階」になっている。

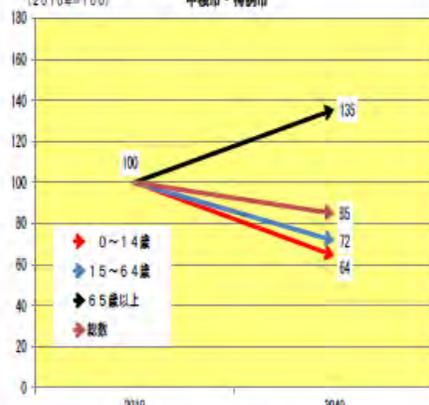


(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」より作成。

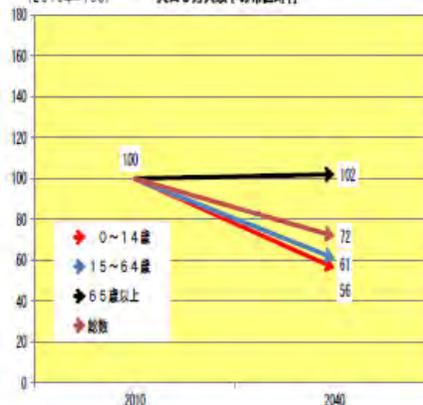
(2010年=100) 東京都区部



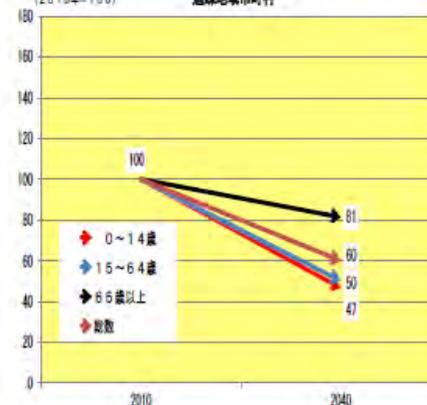
(2010年=100) 中核市・特例市



(2010年=100) 人口5万人以下の市区町村



(2010年=100) 過疎地域市町村

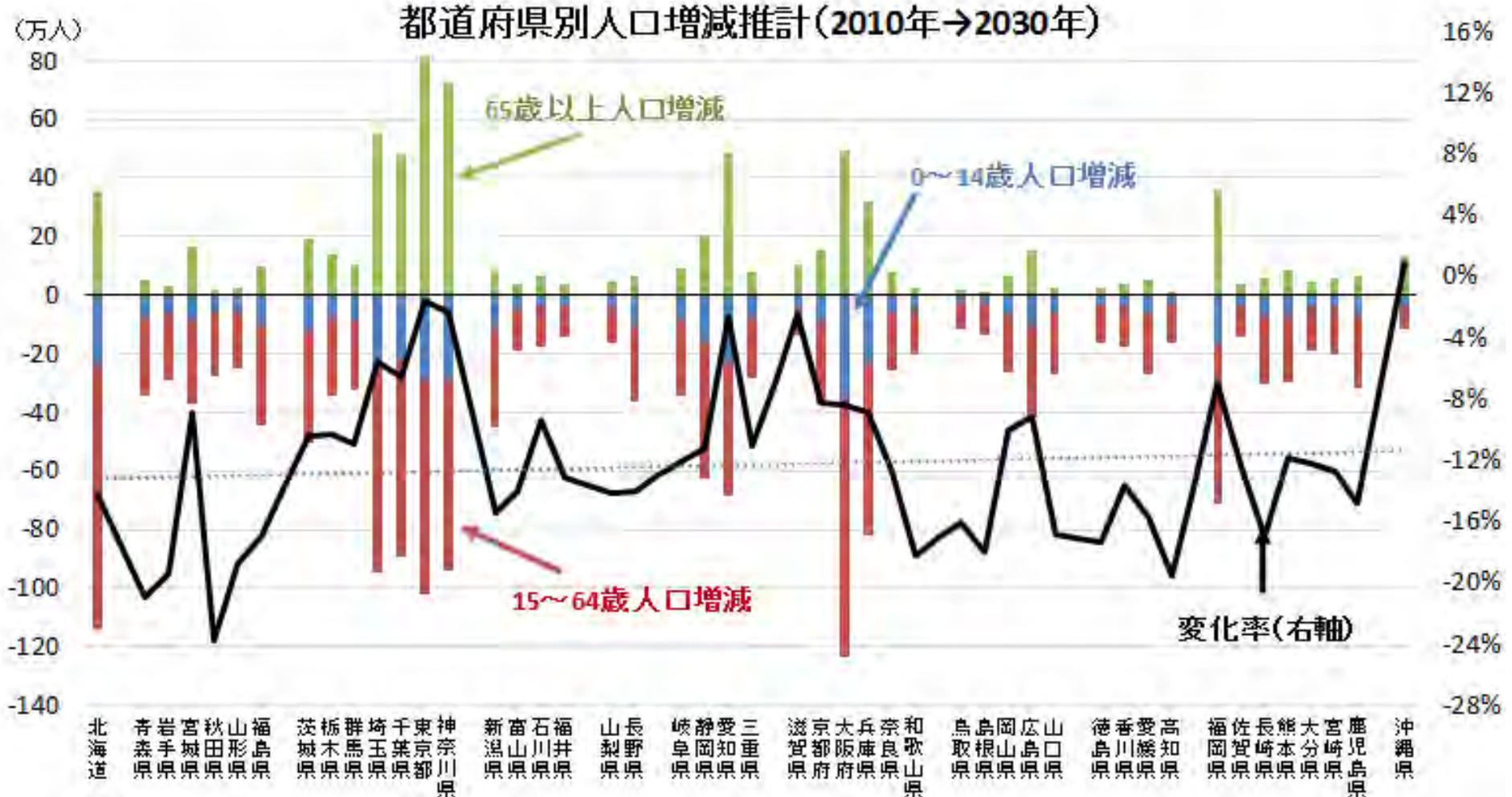


(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成。

2. 上記地域別将来推計人口の推計対象となっている市区町村について、カテゴリー(人口5万人以下の市区町村は2010年の人口規模、中核市・特例市は平成26年4月1日現在、過疎地域市町村は平成26年4月5日現在でみたもの)ごとに総計を求め、2010年の人口を100とし、2040年の人口を指数化したもの。

都道府県別で見た人口減少

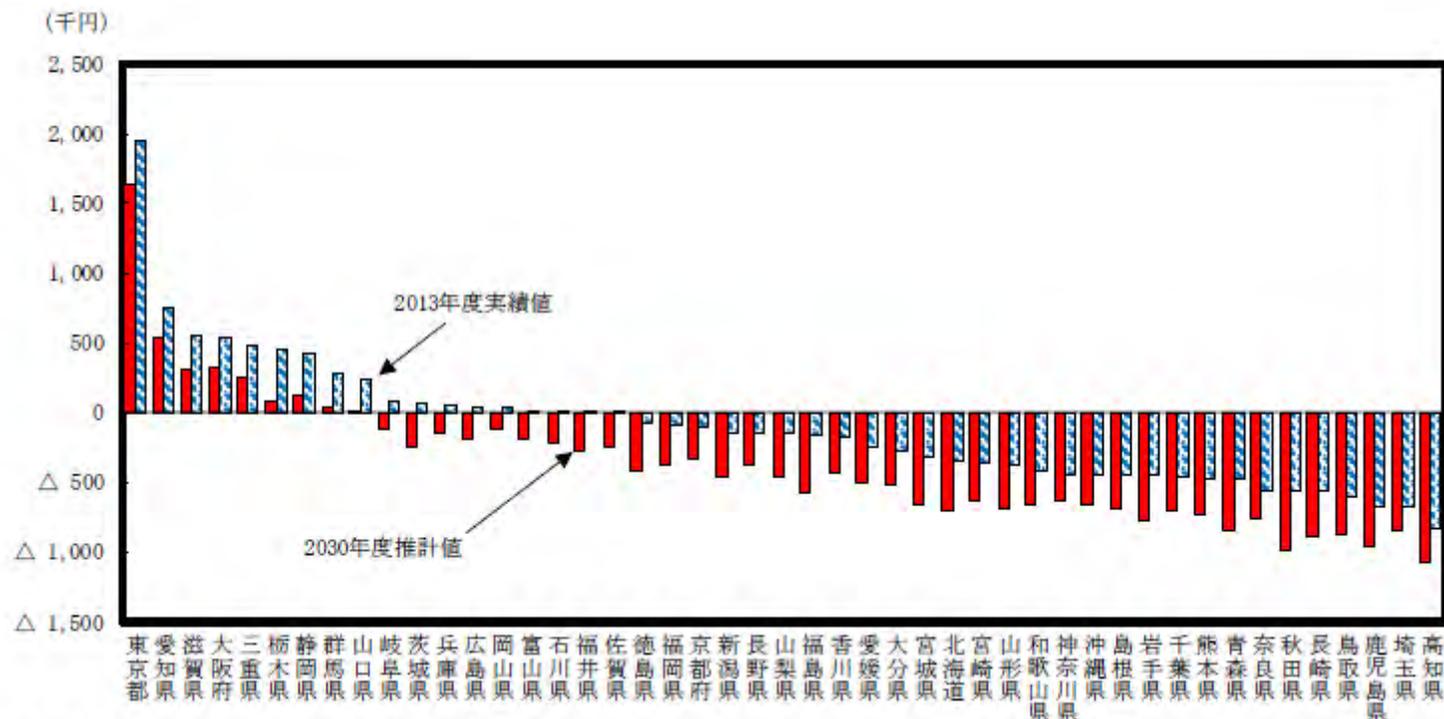
- n 2030年にかけて、都市部の高齢者人口(65歳以上人口)が増加し、東京都(+82万人)、神奈川県(+73万人)、埼玉県(+55万人)、大阪府(+49万人)、愛知県(+49万人)などで増加が多い。
- n 他方、人口減少率は地方部において大きく、秋田県(-24%)、青森県(-21%)、山形県(-19%)、岩手県(-19%)、島根県(-18%)の順に減少が目立っている。



出所: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成

都道府県人口一人あたり純移出の現状と先行き

n 2013年度には、東京都、愛知県、大阪府といった18の都府県で純移出が黒字(需要 < 供給)であったが、人口要因だけを変化させた2030年度には、9都府県を除いた38都府県で赤字(需要 > 供給)になる見込みであり、これは地域間で所得の格差が拡大することを示唆している。

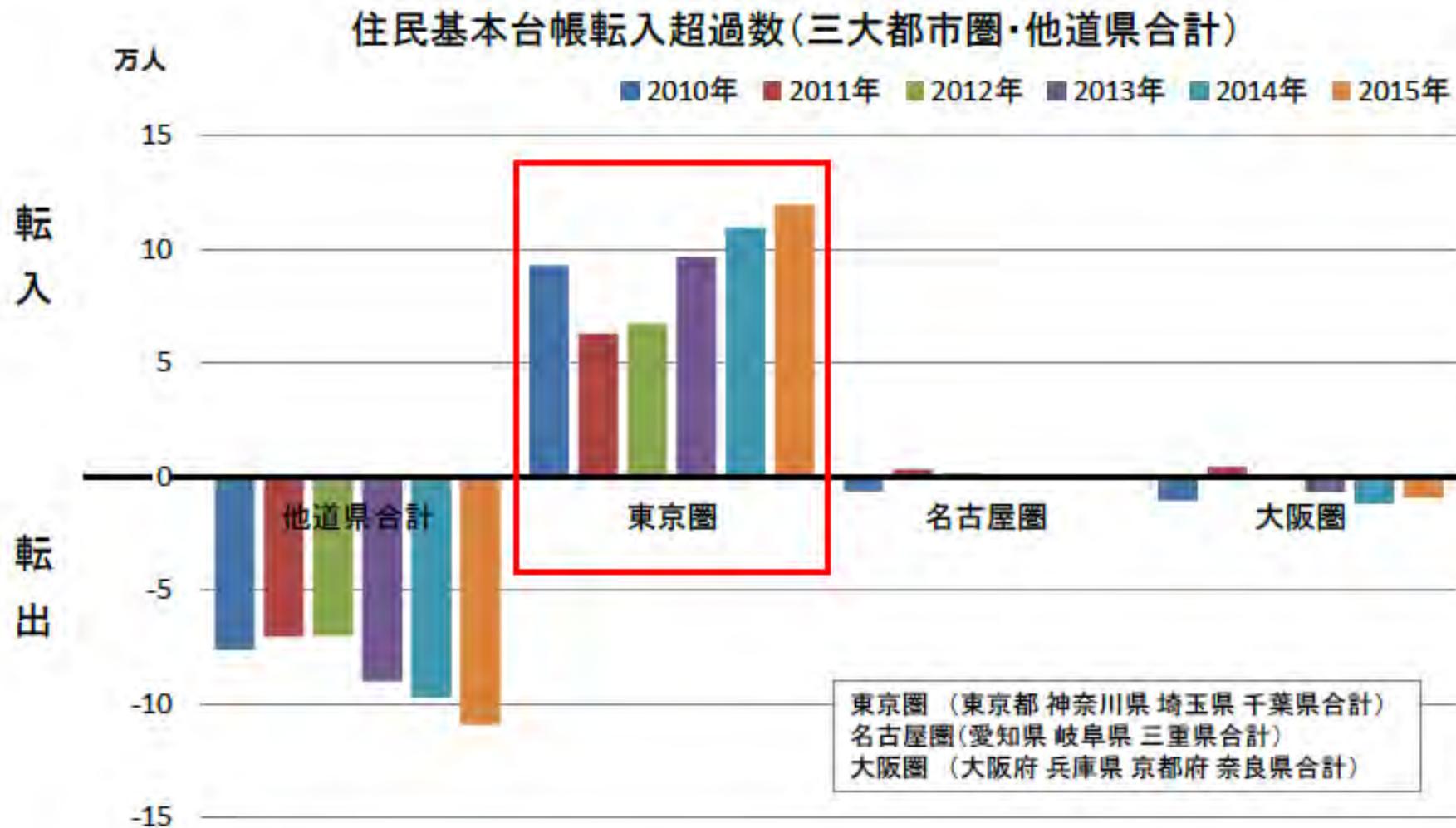


- (備考)
1. 内閣府「県民経済計算」、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」「(出生中位・死亡中位仮定)」から作成。
 2. 一人あたり純移出は都道府県人口一人あたり需要(都道府県別需要/都道府県人口)と供給(都道府県別供給/都道府県人口)の差。
 3. 2030年度推計値は都道府県人口一人あたり需要と供給を推計した差である。それぞれの推計法は以下の通り。2030年度の一人あたり供給は各都道府県の2013年度における生産年齢人口一人あたり供給に2030年度における生産年齢人口を乗じ、2030年度における総人口で除したものである。2030年度の需要は2013年度の一人あたり需要を用いている。
 4. 純移出は県民経済計算の「移出入(純)」と「統計上の不突合」の合計。

出所:「地域の経済2016」(内閣府)

東京圏への転入超過

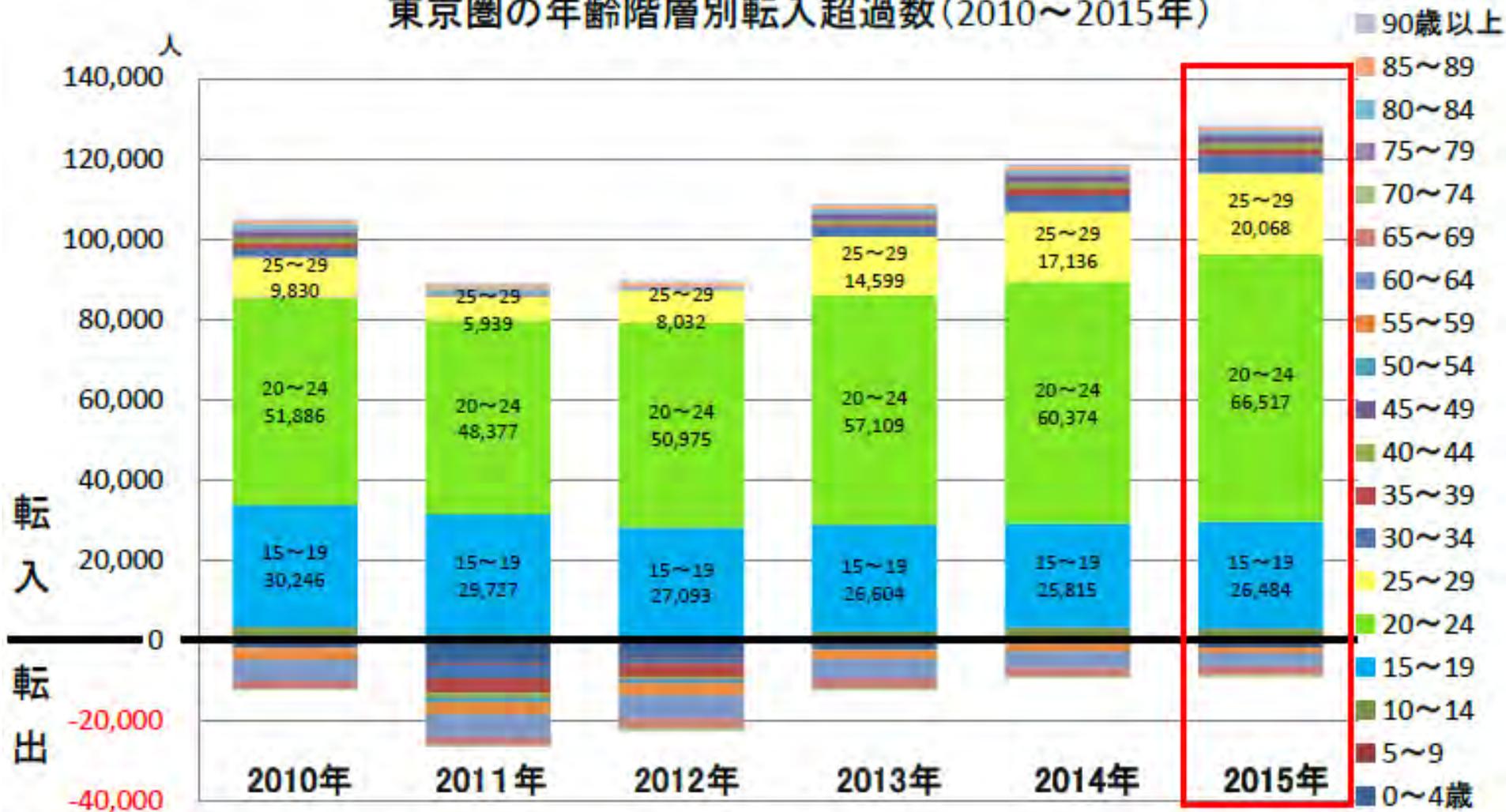
n 東日本大震災後に東京圏への転入超過数は減少したが、2013年は震災前の水準を上回っており、その後も東京圏への転入は拡大している。



東京圏への転入超過

n 東京圏への転入超過数の大半は20～24歳、15～19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が考えられる。

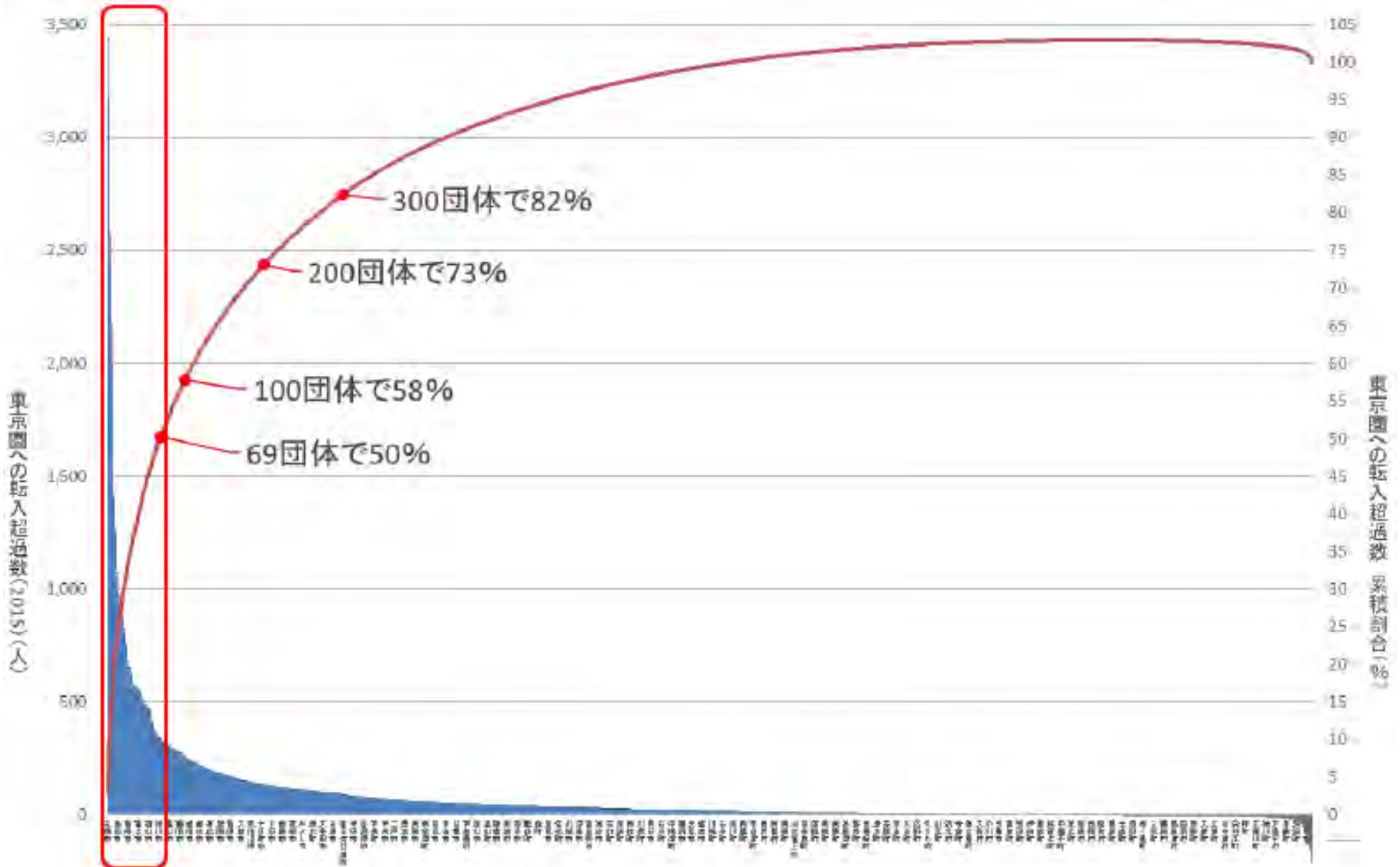
東京圏の年齢階層別転入超過数(2010～2015年)



※東京圏:東京、神奈川、埼玉、千葉各都県の合計。

資料出所:総務省統計局住民基本台帳人口移動報告(2010年—2015年)

東京圏への転入超過数 市町村別内訳と累積割合(2015年)



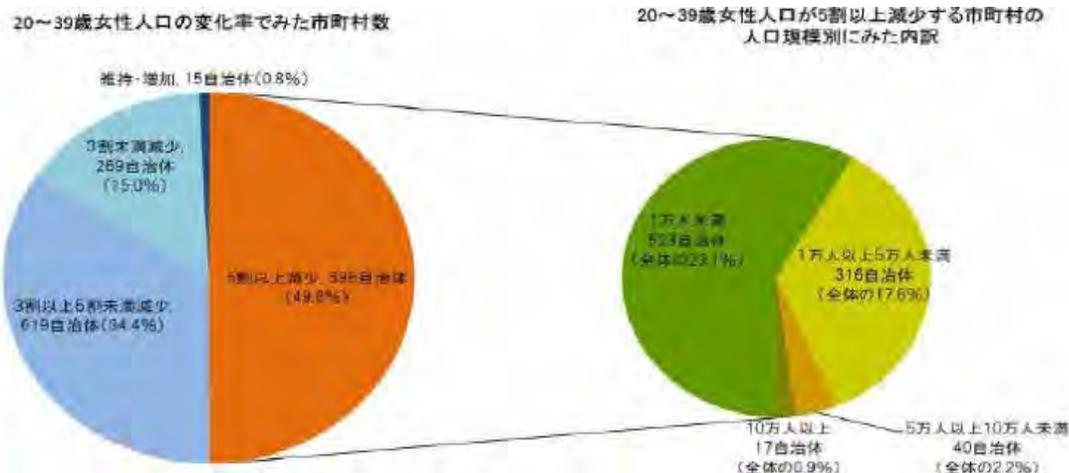
出所: まち・ひと・しごと創生会議第9回(28年5月20日)

増田博也氏提出資料

資料: 住民基本台帳の人口移動のデータに基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成

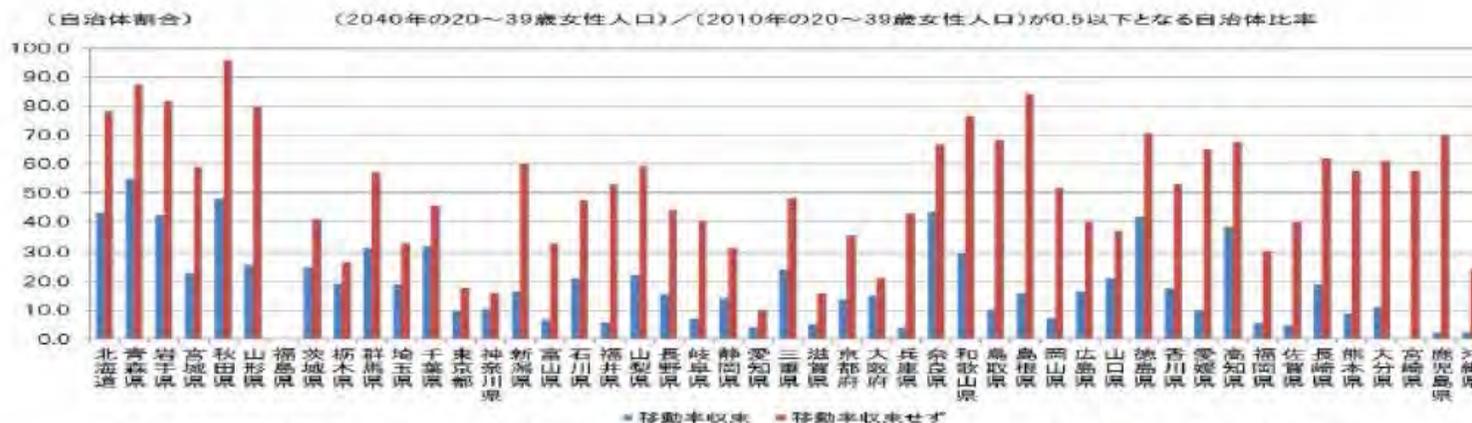
「消滅可能性自治体」民間推計

n 人口移動が収束(縮小)しないと仮定した場合の推計によると、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体の割合は49.8%。



(備考)

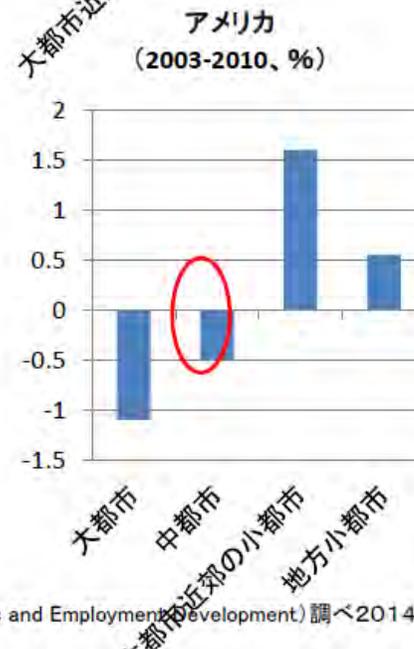
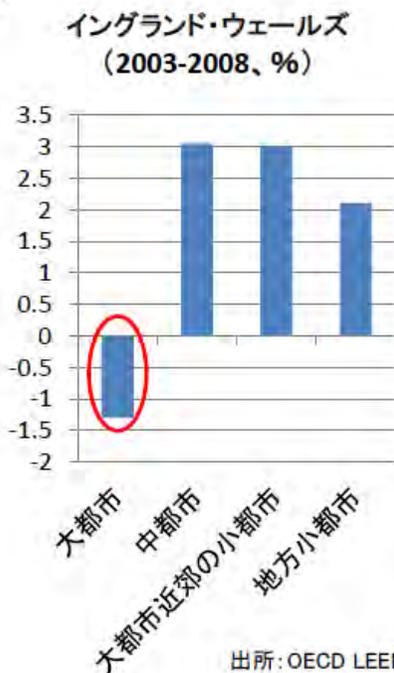
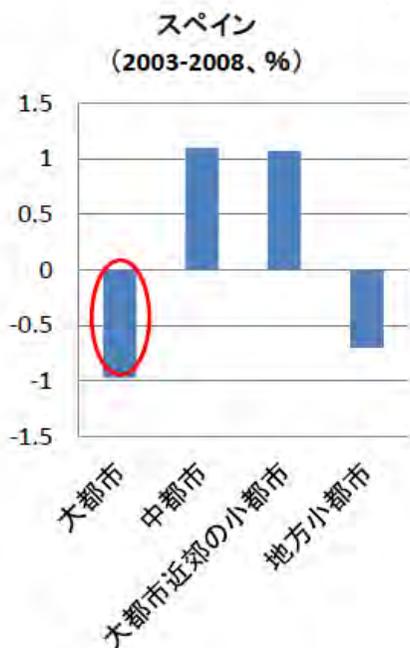
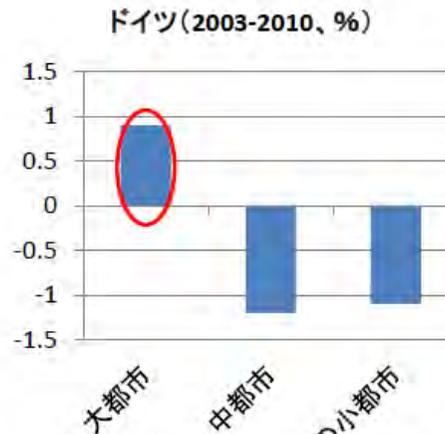
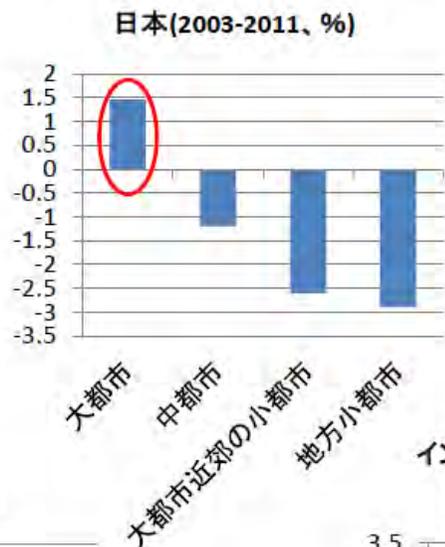
1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」及びその関連データより作成。
2. 人口移動が収束しないと仮定した場合の推計は、2010年から2015年にかけての人口の社会純増数(純移動率がプラスとなっている項の合計)と社会純減数(純移動率がマイナスとなっている項の合計)とがその後もほぼ同じ水準で推移するよう、年次別・性別・年齢階級別(85歳未満まで)の純移動率について、プラスの純移動率、マイナスの純移動率別に一定の調整率を作成し乗じて推計したもの。
3. 数値は、12政令市は区をひとつの自治体としてみており、福島県の自治体を含まない。



(備考)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」及びその関連データから作成

地域別人口増減の国際比較

- n 日本やドイツでは、大都市の人口が増加し、地方の人口が減少している。
- n 一方、アメリカやイギリスでは、大都市の人口が減少し、地方の人口が増加している。

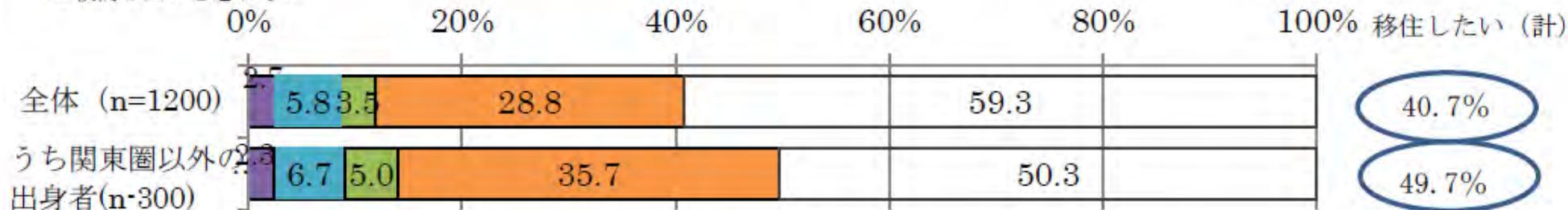


出所: OECD LEED (Local Economic and Employment Development) 調べ2014

2 . 交流・移住人口の拡大等

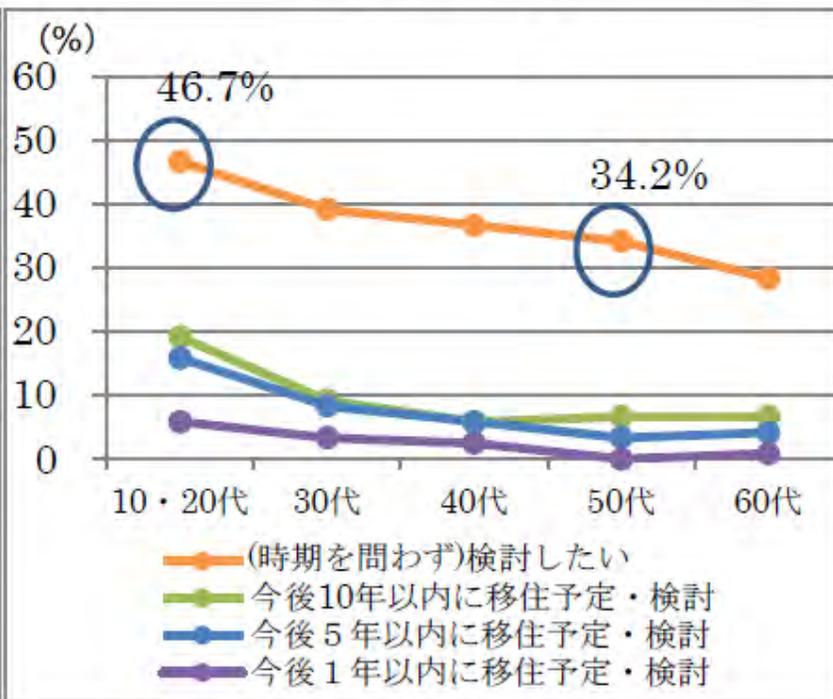
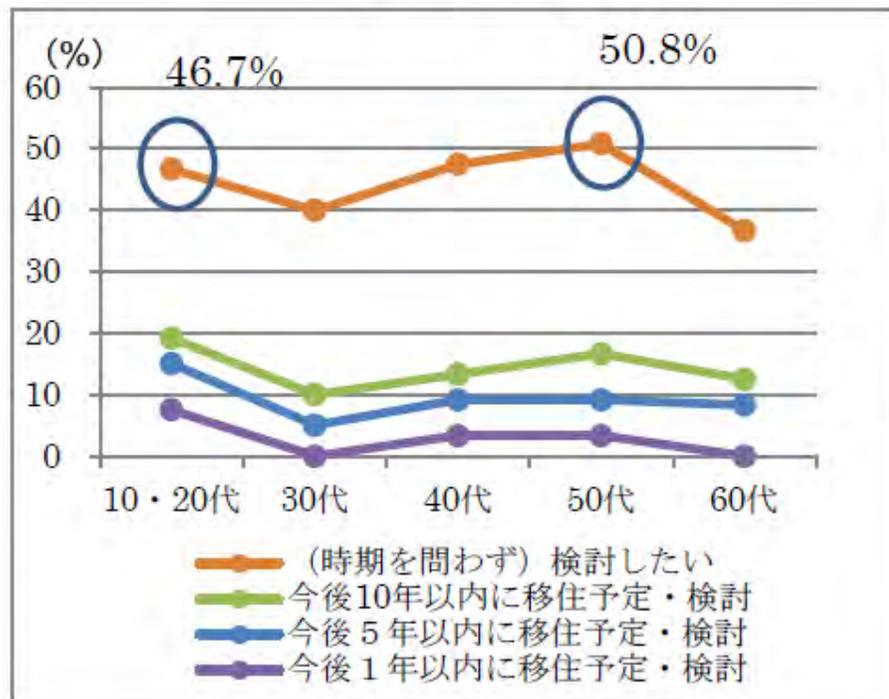
移住希望の有無

- 今後1年以内に移住する予定・検討したいと思っている
- 今後5年をめぐりに移住する予定・検討したいと思っている
- 今後10年をめぐりに移住する予定・検討したいと思っている
- 具体的な時期は決まっていないが、検討したいと思っている
- 検討したいと思わない



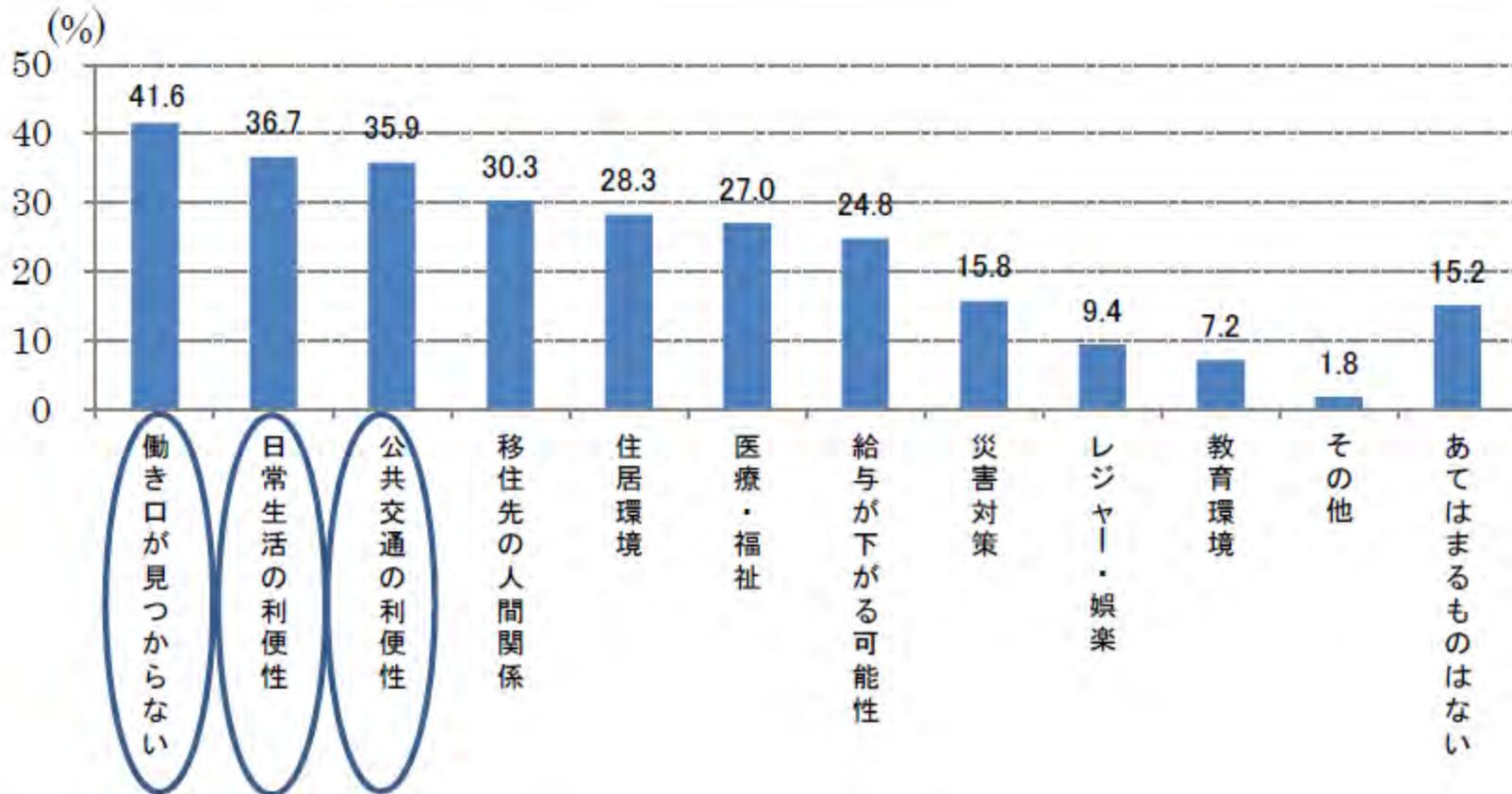
【うち男性】

【うち女性】



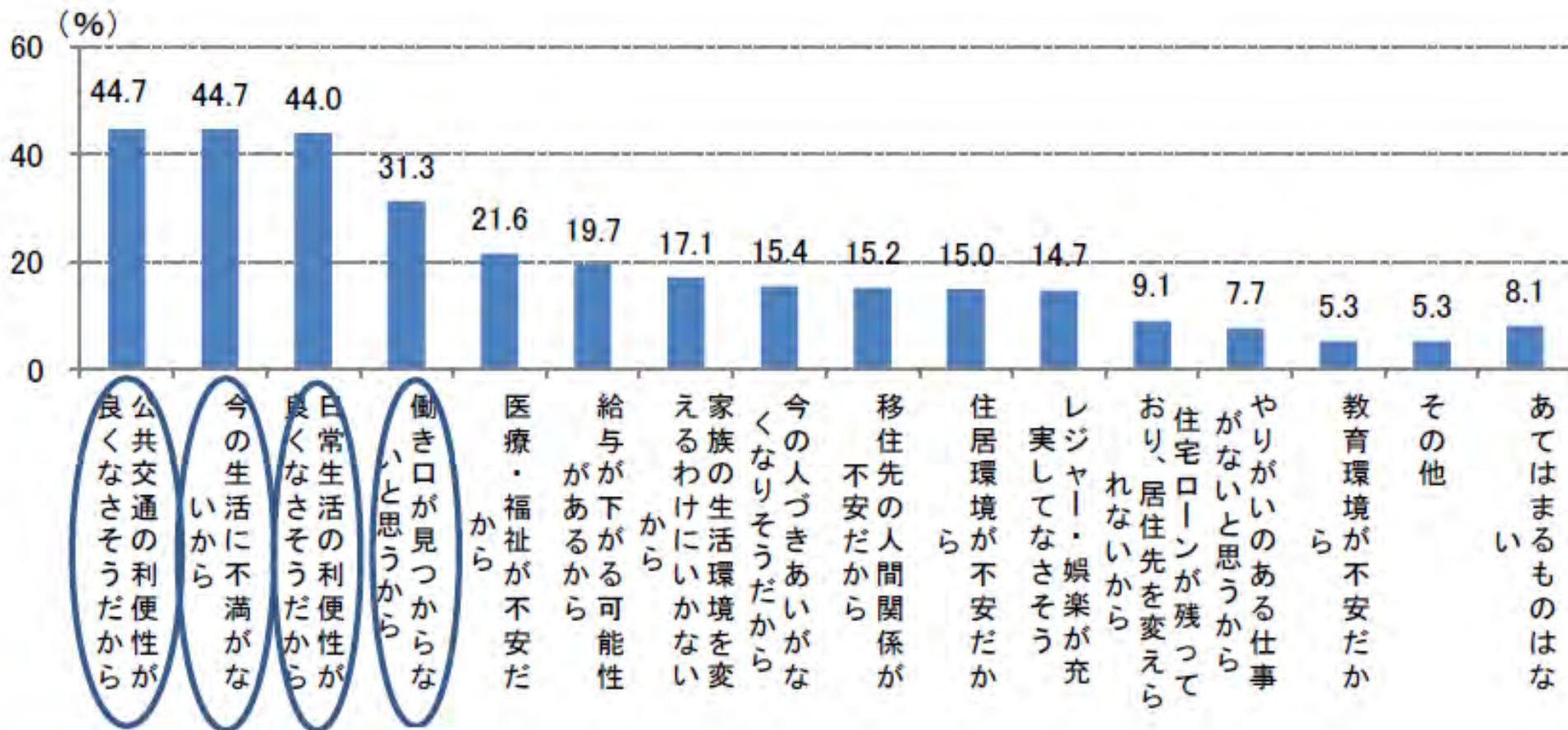
移住をする上での不安・懸念点

- n 移住する上での不安・懸念点としては、「働き口が見つからないこと」「日常生活や公共交通の利便性」を挙げる人が比較的多い。
- n 10・20代女性、30代男性は、これに加えて、「給与が下がる可能性」(10・20代女性:53.6%、30代男性:43.8%) 60代男女は「医療・福祉」(男性:50.0%、女性:52.9%)が見られる



移住を希望しない理由

- n 移住を希望しない人が挙げる理由として、「日常生活や公共交通の利便性が良くない」、「今の生活に不満がない」、「働き口が見つからないと思う」、を挙げる人が比較的多い。
- n 特に60代男女、50代女性は「今の生活に不満がない」を挙げる人の割合が比較的高い。(60代男性: 55.3%、60代女性: 68.6%、50代女性: 50.6%)



移住・交流情報ガーデン

- n 総務省は居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- n 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞
ワンストップ支援窓口

※国の各府省とも連携
・厚生労働省(しごと情報)
・農林水産省(就農支援情報) 等

全国
移住ナビ
とは?

自分に合った暮らし探しを「全国移住ナビ」でお手伝い

総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内

仕事から探してみる

気になる地域の仕事を
いろいろな条件から検索できます

住まいから探してみる

気になる地域の物件を
いろいろな条件から検索できます

生活環境・交通から探してみる

気になる周辺施設を
地図上から検索できます

このほか、こだわり観光情報や移住者の体験談などから情報を検索することができます。
また、全国の自治体が作成したPR動画から探すこともできます。

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可



(ガーデン館内)



(3/28開催 移住フェアの様子)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

全国移住ナビ(ラウンドホームページのイメージ)

全国移住ナビ

検索 | 空の地図 | ガーデンの案内 | 記事一覧 | よくあるご質問

自然と暮らす。街で暮らす。

自分に合った暮らし探し

～好きな自治体を見つけて、移住を考えてみよう!～

ようこそ

全国移住ナビへ

内閣府 大臣
安倍 晋三

探してみよう! ～いろいろ検索～

地図から探そう!

お探しの都道府県・市区町村を選んでください。地図の都道府県をクリックすると、市区町村の地図が表示されます。

暮らしをイメージしよう!

仕事から探してみる

気になる地域の仕事を、詳しいな条件から検索できます

条件から検索する

住まいから探してみる

気になる地域の物件を、詳しいな条件から検索できます

希望条件から住まいを探す

生活環境・交通から探してみる

気になる周辺地域を地図上から検索できます

生活環境・交通から探す

こだわりの観光情報から探してみる

温泉、お花見、紅葉情報からお気に入りの観光地を見つけよう

観光情報から探す

体験から探してみる

趣味の体験から探す

体験から探す

ローカルホームページのアクセス状況一覧

お気に入りリスト | 利用規約 | サイトマップ

動画で探そう! ～3分でわかる素敵な地方の魅力～

今日の自治体

〇〇県〇〇市

地域に馴染んだ、穏やかな暮らし

〇〇県〇〇市

温泉と自然が身近にある田舎暮らし

〇〇県〇〇市

定年後に農業を始めたいですか?

〇〇県〇〇村

農業を楽しもう! 山、水と水がある村

プロモーション動画のアクセス状況一覧

お気に入りリスト

お気に入りリスト ～全道からあなたが選んだ気になる自治体～

気になる自治体・仕事・住まい・自治体のページから追加してください。

お気に入り自治体 自治体の動画を視聴したら追加されます。

〇〇市 〇〇市 〇〇市 〇〇市 〇〇市

全国の自治体からのお知らせがあります。知りたい内容をクリックしてください!

移住セミナーのお知らせ	地域おこし協力隊等のお知らせ	祭り・定期イベント情報	特別な暮らしのお知らせ	教育・医療などの暮らしの悩み
2019年 04月 10日 (日) 〇〇時	【移住者】「移住者」の支援と「移住」の促進と交流を支援します。			
2019年 04月 17日 (土) 〇〇時	「お父さんがお父さん」を〇〇で実現します!			
2019年 04月 18日 (日) 〇〇時	お父さん、お母さん! 〇〇県をのぞくお父さんのお父さん、お母さんをお探しします!			
2019年 04月 18日 (日) 〇〇時	〇〇県産地産品を全国に発信、お探しします!			

お役に立つ情報があります。こちらもチェックしてください!

山崎の歴史、文化をあなたへ
【山崎の歴史、文化をあなたへ】

魅力ある「まち」をお探しください
【魅力ある「まち」をお探しください】

地域産品の消費を促進
【地域産品の消費を促進】

地域を変えていく新しい! 〇〇県をのぞくお父さん、お母さんをお探しします!

地域から世界へ発信
【地域から世界へ発信】

地域の魅力を最大限に活用
【地域の魅力を最大限に活用】

Copyrights Zenkoku Iru Navi 2015 All Rights Reserved

出所: 総務省資料(27年8月3日)

19

都市と農山漁村の交流人口の拡大

農山漁村振興交付金

【平成28年度予算概算決定額：8,000（一）百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

農山漁村振興交付金

都市農村共生・対流及び地域活性化対策

- 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりや手づくり活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援

○実施主体：地域協議会（市町村が参画）

○実施期間：

都市農村共生・対流支援対策：上限2年
地域活性化対策：上限5年
人材活用対策：上限3年

○補助率：定額

都市農村共生・対流支援対策：上限800万円
及び地域活性化対策
人材活用対策：上限250万円



活動計画づくり



子どもたちの農業体験



外国人の農村体験



高齢者生きがい農園

山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

○実施主体：市町村等

○実施期間：上限3年

○補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援

生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、育苗施設 等



味噌加工施設

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等



定住希望者の一時滞在施設

地域間交流拠点施設

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等



農産物直売施設

○実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

○実施期間：上限5年

○補助率：1/2以内等

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

（総務省、文部科学省と連携）

子どもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進

「農」と福祉の連携プロジェクト

（厚生労働省と連携）

高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進

農親連携プロジェクト

（観光庁と連携）

グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進

空き家・廃校活用交流プロジェクト

（総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省と連携）

空き家・廃校等を活用した定住希望者の受け皿や集落拠点施設等の整備を支援

※その他、地方創生や重点「道の駅」等の取組と連携

お試し居住を含む二地域居住等の推進

国土形成計画(全国計画)において位置付けられた「対流促進型国土」の形成を図るため、複数の生活拠点をもちながら複数の地域とかかわりを持つ二地域居住、二地域生活・就労という新たなライフスタイルの実現を推進していく。

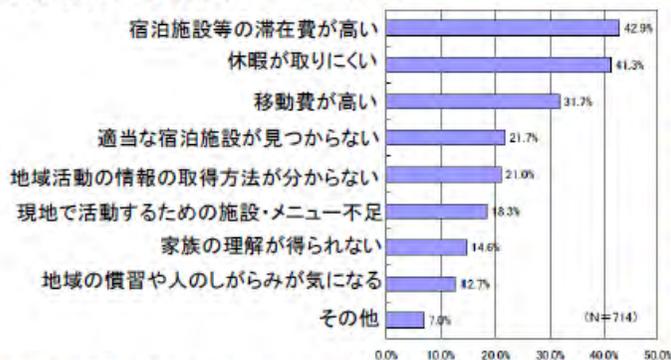
このため、二地域居住等の推進に係る先導的な取組をモデル的に支援し、その成果等を普及啓発するとともに、都市部の高齢者が地方で活躍できる環境整備など「対流」が生み出すイノベーションの創出に向けた施策について調査検討を行う。

【現状の課題】

都市住民が農山漁村などにも同時に生活拠点をもち「二地域居住」や、生活・就労という形でより積極的に複数の地域に関わりを持つ「二地域生活・就労」は、多様なライフスタイルの実現や地方移住等の観点から重要であるが、費用負担等の課題が存在するため、実際にはそれほど普及していない。



■二地域居住が実践できない理由



出典: 二地域居住等支援のための総合情報プラットフォーム整備等検討調査(H20)

本格的な二地域居住等に繋げるための潜在的な需要を喚起

まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12閣議決定)

- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
- 地方居住の本格推進(「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援)
- (2020年KPI)
- 「お試し居住」推進等に取り組む市町村の数を倍増
- ※H26.11現在で約23%の市町村で実施

【二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査】

○ 二地域居住等の推進に向けた先進事例の構築

- 行政やNPO、民間会社等、多様な主体で構成される協議会等が実施する二地域居住等の推進に向けた先導的な取組を支援しノウハウを蓄積(モニター調査)



周知イベント



ワストップ 相談窓口



割引プランの企画



移住体験ツアー



お試し居住住宅

○ 成果等の整理・分析、普及啓発、具体的施策の検討

- 成果等を整理・分析し普及啓発することにより、二地域居住等の推進に向けた機運を醸成
- 空き家活用と二地域居住等がパッケージとなった取組の効果的な実施方法やスキルを持った都市部の高齢者が地方で活躍できる環境整備を通じた二地域居住等の推進方策等について検討

二地域居住、二地域生活・就労等の推進



「対流」の発生によるイノベーション創出



地方への新しいひとの流れの創出

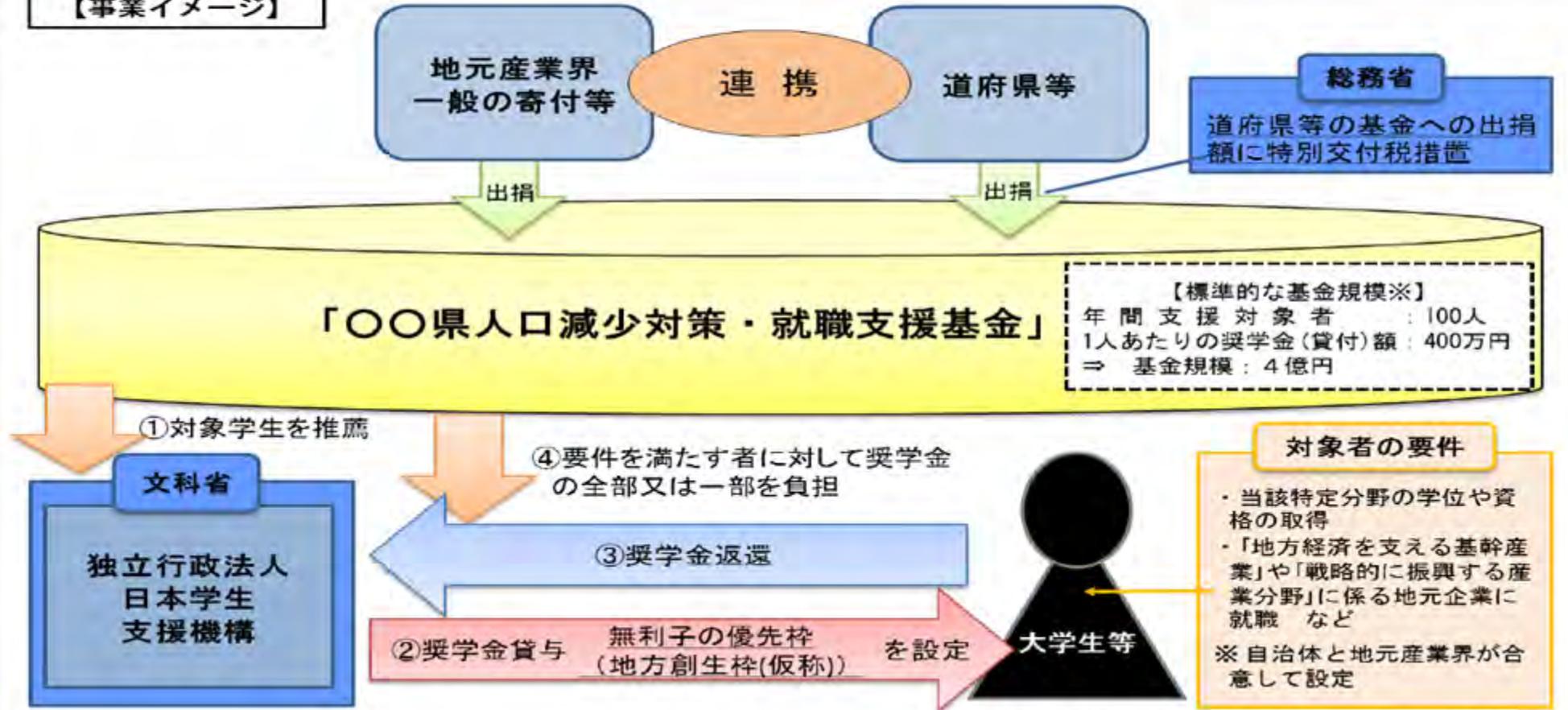
- 若い世代の田園回帰の流れを加速
- 高齢者の元気なうちの田舎暮らしの実現
- 地域の産業を継承する人材や専門知識を活かして地域の経済活動等に貢献する人材の確保 等

地元学生定着プラン(奨学金の活用)

【施策概要】

- 卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、自治体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成
- ⇒ 総務省は、基金造成に対して特別交付税措置

【事業イメージ】



※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出

地元学生定着プラン(自治体と大学等との連携)

【施策概要】

- 地方大学等への進学、地元企業への就職を促進するため、自治体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着の取組を実施
- ⇒ 総務省は、自治体の取組に対して特別交付税措置

【事業イメージ】



【取組例】

大学等の取組	自治体の取組
【取組例1: 入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	受講スペースの提供、通信費等増大経費の一部負担等を実施
【取組例2: 就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3: 産業振興】 地方大学、自治体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	自治体設立の研究施設(例: 産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **総務省の支援**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税により財政支援**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている。(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ◎ **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税により財政支援(平成28年度から)**



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 28年に3,000人を目標に拡充!

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)	2,625名 (2,799名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体

※各年度の特別交付税ベース

※隊員数のカッコ内は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118名、27年度:174名)とあわせたもの。

隊員の
約4割は
女性

隊員の
約8割が
20歳代と30歳代

任期終了後、
約6割が
同じ地域に定住
※H27.3末調査時点

概要:

- 地方でも都会と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進するため、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対する補助事業を実施。

< 補助事業の概要 >

【補助対象】ふるさとテレワークを導入する地方自治体及び当該地域への進出企業等の連携主体

【対象経費】サテライトオフィス等の環境を整備するための費用の一部 (ICT機器購入費用等)

【補助額】定額補助 (上限4,000万円)

- 女性の活躍推進等に向け、事業者・利用者の意識改革を促し、テレワーク環境の裾野を拡大するため、セミナーの開催や、先進事例の収集等によるデータベースの作成等に取り組む。

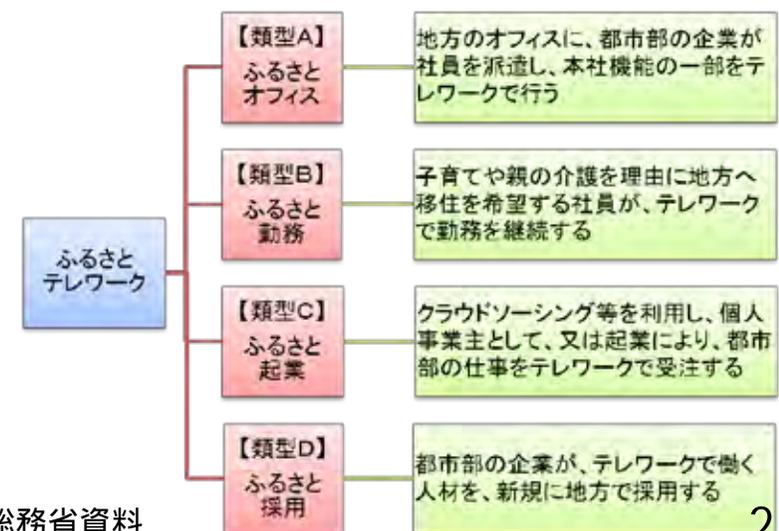
目標:

- まち・ひと・しごと創生総合戦略における以下の目標の達成に貢献する。
 - 東京圏から地方への転出 4万人増加、地方から東京圏への転入 6万人減少
 - 上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡
- 2020年までに、週1日以上終日在宅就業するテレワーカー数を10%以上とする。

ふるさとテレワーク推進事業のイメージ



ふるさとテレワーク4類型



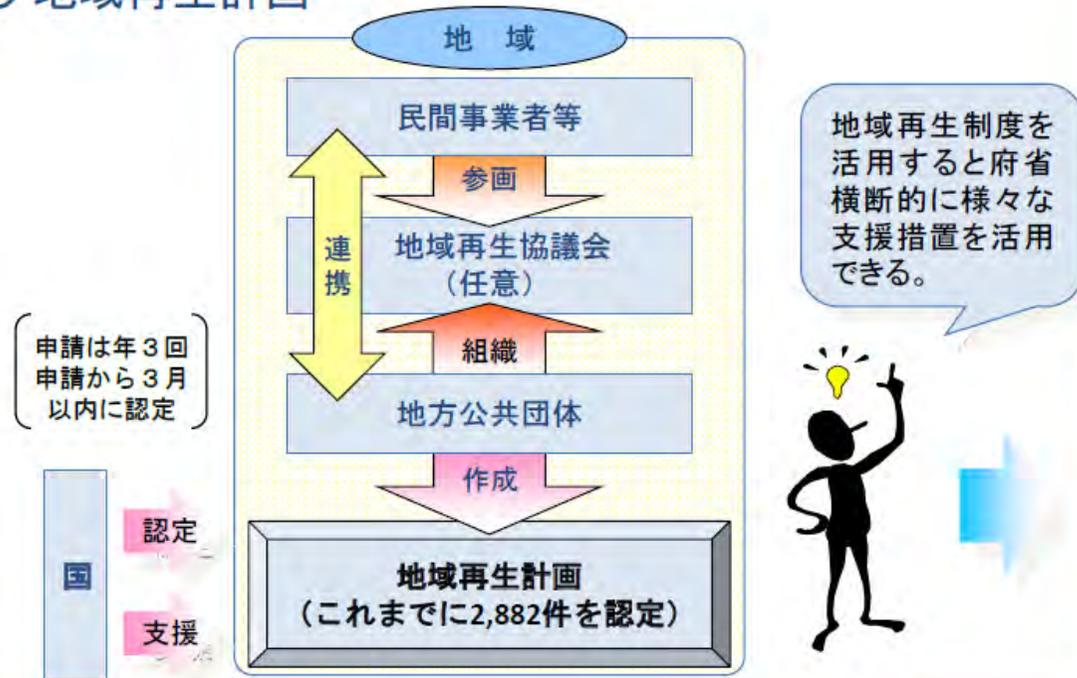
出所: 総務省資料

企業の地方拠点強化の支援(地域再生制度の概要)

○ 地域再生制度 (地域再生法 (平成17年法律第24号))

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○ 地域再生計画



主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
 - ② 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)
 - ③ 地域再生支援利子補給金
 - ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
 - ⑤ 「小さな拠点(コンパクトビレッジ)」形成に係る手続の特例
 - ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
 - ⑦ 遊休工場用地等に導入する産業の特例
 - ⑧ 農地等の転用等の許可の特例
 - ⑨ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例
- (その他: 特定政策課題の解決に資する事業への支援措置等)

■ それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
- ・ 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 —

等

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)(平成28年4月20日施行)

地方創生推進交付金の創設	地方創生応援税制の創設	「生涯活躍のまち」の制度化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに係る支援措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進

政府関係機関移転基本方針の概要

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

1 研究機関・研修機関等の地方移転について

(1)基本方針

地域の研究機関等と連携を図ることで、移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。 ※対象23機関・50件(別紙1)

(2)今後の進め方

- ① 地方創生推進交付金等の運用に当たっては、今般の移転の取組を、地域イノベーションの好循環等につなげていくよう配慮。
- ② それぞれの取組について、平成28年度内に、具体的な展開を明確にした5～10年程度の年次プランを関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成、政府においてフォローアップ。

「今後の機関新設に当たっては、原則として東京圏外で立地」の旨の閣議決定と併せて、政府においてフォローアップ。

2 中央省庁の地方移転について

(1)基本方針

国の機関としての機能の維持・向上の視点から、

- ①「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、
 - ②「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ(別紙2)。(機能確保等についてICT活用等による検証を行いつつ検討)
- #### (2)国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、ICTの活用等による実証実験に政府全体で取り組む。今般の取組を先行的実施として位置づけ、その実施状況を見つつ、各省庁も参加して試行。

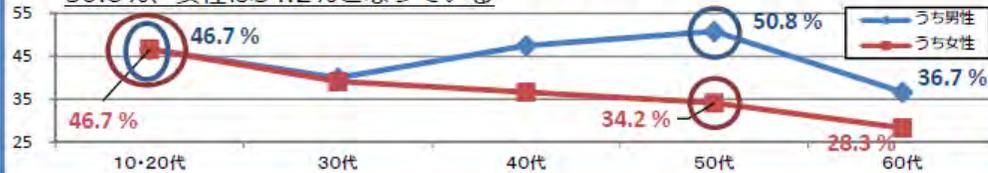
「生涯活躍のまち」構想① – 基本的な考え方 –

◎「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すもの。

構想の意義

① 高齢者の地方移住の希望実現

・東京在住者の意向調査によると、地方の移住希望者は、50代では男性は50.8%、女性は34.2%となっている



② 地方へのひとの流れの推進

・年齢階級別の東京圏からの移住状況は、ほとんどの年齢階級で東京圏へ転入超過となっている中、50～60代は、東京圏からの転出超過になっている



③ 東京圏の高齢化問題への対応

・東京圏では今後急速に高齢化が進む。特に75歳以上の後期高齢者は2025年までの10年間で約175万人増大し、医療介護の確保が大きな課題となる

	75歳以上人口(万人)		増加数(万人)
	2015年	2025年	
東京都	147.3	197.7	50.5
神奈川県	101.6	148.5	47.0
埼玉県	76.5	117.7	41.2
千葉県	71.7	108.2	36.6
一部三県	397.0	572.1	175.2

構想が目指す基本方向

① 東京圏をはじめ地域の高齢者の希望に応じた地方や「まちなか」などへの移住支援

・移住希望者に対してきめ細かな支援を行う。東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住のみならず、「まちなか」への転居など地域内での移動を伴う取組も想定

② 健康でアクティブな生活の実現

・健康な段階からの入居を基本とし、目標志向型の「生涯活躍プラン」に基づき、健康づくりや就労、生涯学習など社会活動に主体的に参加することを目指す

③ 地域社会(多世代)との協働

・入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献できる環境を実現する。ソフト面全般にわたる「運営推進機能」の整備や、地域包括ケア関連施策との連携も重要

④ 「継続的なケア」の確保

・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。重度になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする

⑤ IT活用などによる効率的なサービス提供

・医療介護人材の不足に対応し、ITや多様な人材の活用、高齢者などの積極的な参加により、効率的なサービス提供を行う

⑥ 入居者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

・入居者自身がコミュニティの運営に参画するという視点を重視

⑦ 構想の実現に向けた多様な支援

・情報支援、人的支援、政策支援により構想の具体化を後押し

「生涯活躍のまち」構想② – 構想の具体像 –

- ◎「生涯活躍のまち」構想の具体像を「入居者」「立地・居住環境」「サービスの提供」「事業運営」の観点から提示。
 ▶構想の趣旨から一定水準を確保する一方で、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが必要。
- ◎構想に求められる要件は、①入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない「共通必須項目」と②地域の特性や希望する地域づくりに応じた「選択項目」に区分される。

	◎入居者の安心・安全を確保する = 「共通必須項目」	◎地域の特性や強みを活かす = 「選択項目」
入居者	I.入居者 ① 入居希望の意思確認 → 構想の基本理念を理解し、入居意思が明確な者とする必要がある。意思確認のための丁寧なプロセス（事前相談・意見聴取、お試し居住など）を用意 ② 入居者の健康状態 → 健康な段階からの入居が基本。要介護者も排除しない ③ 入居者の年齢 → 早めの住み替えや、入居する地域での活躍を念頭に、50代以上を中心とした幅広い年齢構成とすることが望ましい	I.入居者 ① 入居者の住み替え形態 → 「広域移住型」⇔「近隣転居型」 ② 入居者の所得等 → 一般的な退職者を基本としつつ、富裕層も想定 ③ 入居者の属性 → Uターン・趣味嗜好等の「個人のニーズ」や、地域の求める専門知識・技術等の「地域のニーズ」に着目し、地域の実情に応じて募集。その際、入居者の属性に応じた支援が重要
立地・居住環境	II.立地・居住環境 ① 地域社会(多世代)交流・協働 → 高齢者が地域社会に溶け込み、多世代と交流・協働できる環境を整備 ② 自立した生活ができる居住空間 → 共同生活と個人生活のバランスに配慮し、安心して自立した生活が送れる居住環境を提供 ③ 生活全般のコーディネート(運営推進機能) → 「地域交流拠点」を整備し、入居者の生活全般を支えるコーディネーターを配置	II.立地・居住環境 ① どこに立地するか → 「まちなか型」⇔「田園地域型」 ② 地域的広がりをするか → 「タウン型」⇔「エリア型」 ③ 地域資源をどう活用するか → 既存施設や空き家の活用、団地再生など多様なケースが想定 ④ 「地域包括ケア」との連携 → 既存の福祉拠点の活用や介護保険制度の「生活支援コーディネーター」との兼任等により、高齢者が社会参加しながらサービス利用できる地域づくりが可能
サービスの提供	III.サービスの提供 ① 移住希望者への支援 → マッチングやお試し居住などの支援 ② 「健康でアクティブな生活」を支えるプログラムの提供 → 個人のスキル活用やポテンシャル開拓の視点を踏まえた「目標志向型」の「生涯活躍プラン」の策定・「支援プログラム」の実施 ③ 「継続的なケア」の提供 → 人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる体制を地域の医療機関等と連携して確保	III.サービスの提供 ① 住み替えサービス → 高齢者の現在の持ち家等を若年層などに売ったり貸したりできるような支援 ② 就労・社会参加支援サービス等 → 地域の特性や個人のニーズに応じ、就労・社会参加・生涯学習など多様なプログラム
事業運営	IV.事業運営 ① 入居者の事業への参画 ② 事業運営やケア関係情報の公開	IV.事業運営 ① 多様な事業主体の参画 ② 事業主体に応じた経営面の工夫や初期費用・維持費用の抑制 ③ コミュニティの人口構成維持

3 . グローバル・ネットワーク・地域資源 の活用

「明日の日本を支える観光ビジョン」 - 世界が訪れたいくなる日本へ -

これまでの議論を踏まえた課題

■ 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。

■ 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。

■ CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
■ 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1

「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

- 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放
 - ・ 赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放
- 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ
 - ・ 2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ
 - ・ 2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
- おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ
 - ・ 2020年を目標に、原則として全部道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点 2

「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

- 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ
 - ・ 60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援
- あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現
 - ・ 欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
 - ・ MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
 - ・ 首都圏におけるビザレジエットの受入環境改善
- 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化
 - ・ 2020年までに、世界水準DMOを全国100形成
 - ・ 観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

視点 3

「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

- ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現
 - ・ 世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
 - ・ ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現
 - ・ キャッシュレス観光を実現
- 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現
 - ・ 「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化
 - ・ 新幹線開業やコンテナ空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現
- 「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現
 - ・ 2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
 - ・ 家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

日本版DMOの概要と取組事例

- n 日本版DMOとは、民間事業者、地方自治体、地域住民等の多様な関係者と協働しながら、観光地域づくりを実現するための戦略の策定、その戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。
(DMO...Destination Management/Marketing Organization)

日本版DMOの役割

- ① 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- ② 各種データ等の継続的な収集・分析、
・明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、
・KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- ③ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション



観光地域づくりの一主体として実施する個別事業

(例)・着地型旅行商品の造成・販売、
・ランドオペレーター業務の実施 等

多様な関係者との連携

内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携

高工業

- ・ふるさと名物の開発
- ・免税店許可の取得

交通事業者

- ・二次交通の確保
- ・周遊企画乗車券の設定

地域住民

- ・観光地域づくりへの理解
- ・市民ガイドの実施

日本版DMO

宿泊施設

- ・個別施設の改善
- ・品質保証の導入

行政

- ・観光振興計画の策定
- ・プロモーション等の観光振興事業
- ・インフラ整備(景観、道路、空港、港湾等)
- ・文化財保護・活用
- ・観光教育
- ・交通政策
- ・各種支援措置

農林漁業

- ・農業体験プログラムの提供
- ・6次産業化による商品開発

飲食店

- ・「地域の食」の提供
- ・多言語、ムスリム対応

地域一体の魅力的な観光地域づくり
戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

観光客の呼び込み

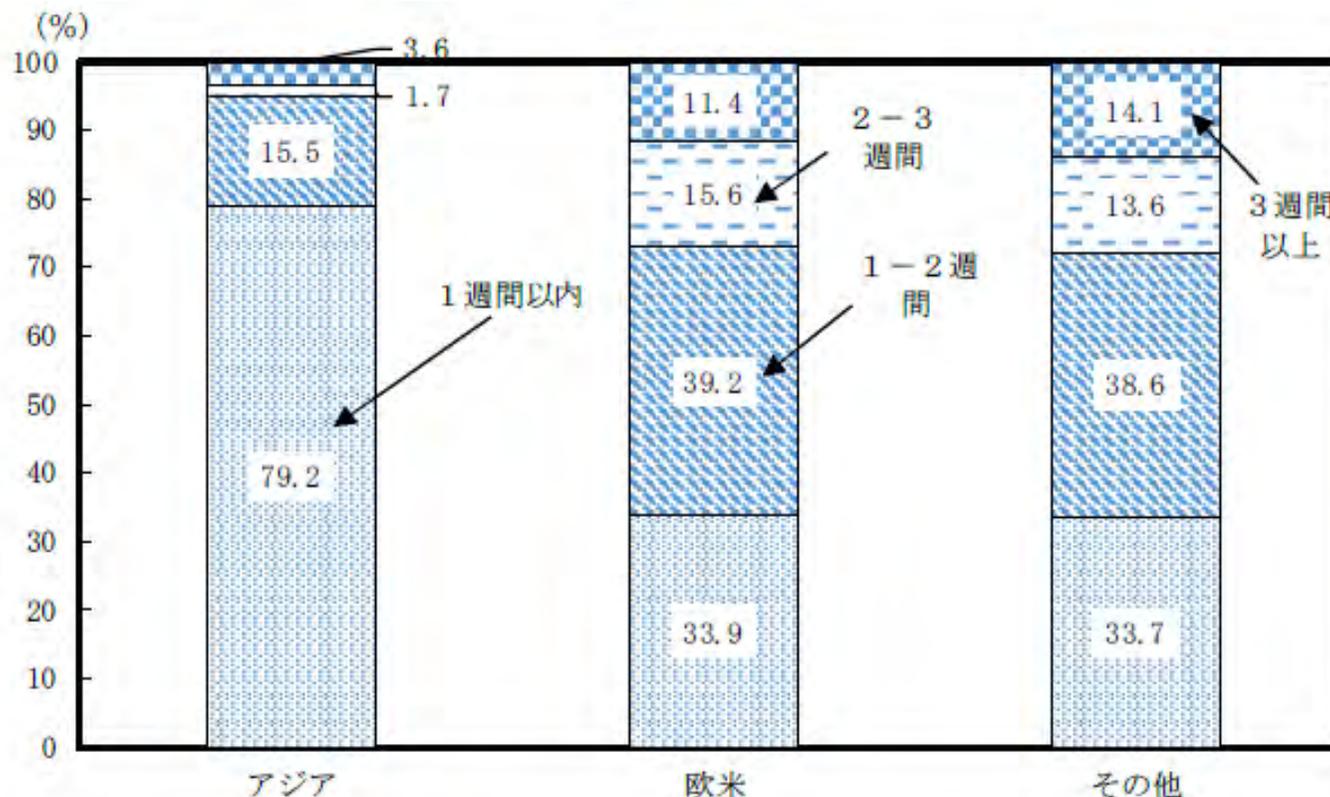
観光による地方創生

(備考) 観光庁HP「日本版DMOとは?」「日本版DMOの役割、多様な関係者との連携」より引用。

外国人観光客のニーズの把握等

- n 国籍によって訪問日数に違いが見られる。アジア地域からの観光客は、8割弱が1週間以内の滞在だが、欧米地域からの観光客は、6割以上が1週間以上、3割弱は2週間以上の長期滞在となっている。
- n 滞在期間の違いには、滞在目的や人員構成だけでなく、母国における休暇取得の状況や休み方も影響している。

国籍別訪問日数(2015年)



出所:「地域の経済2016」(内閣府)

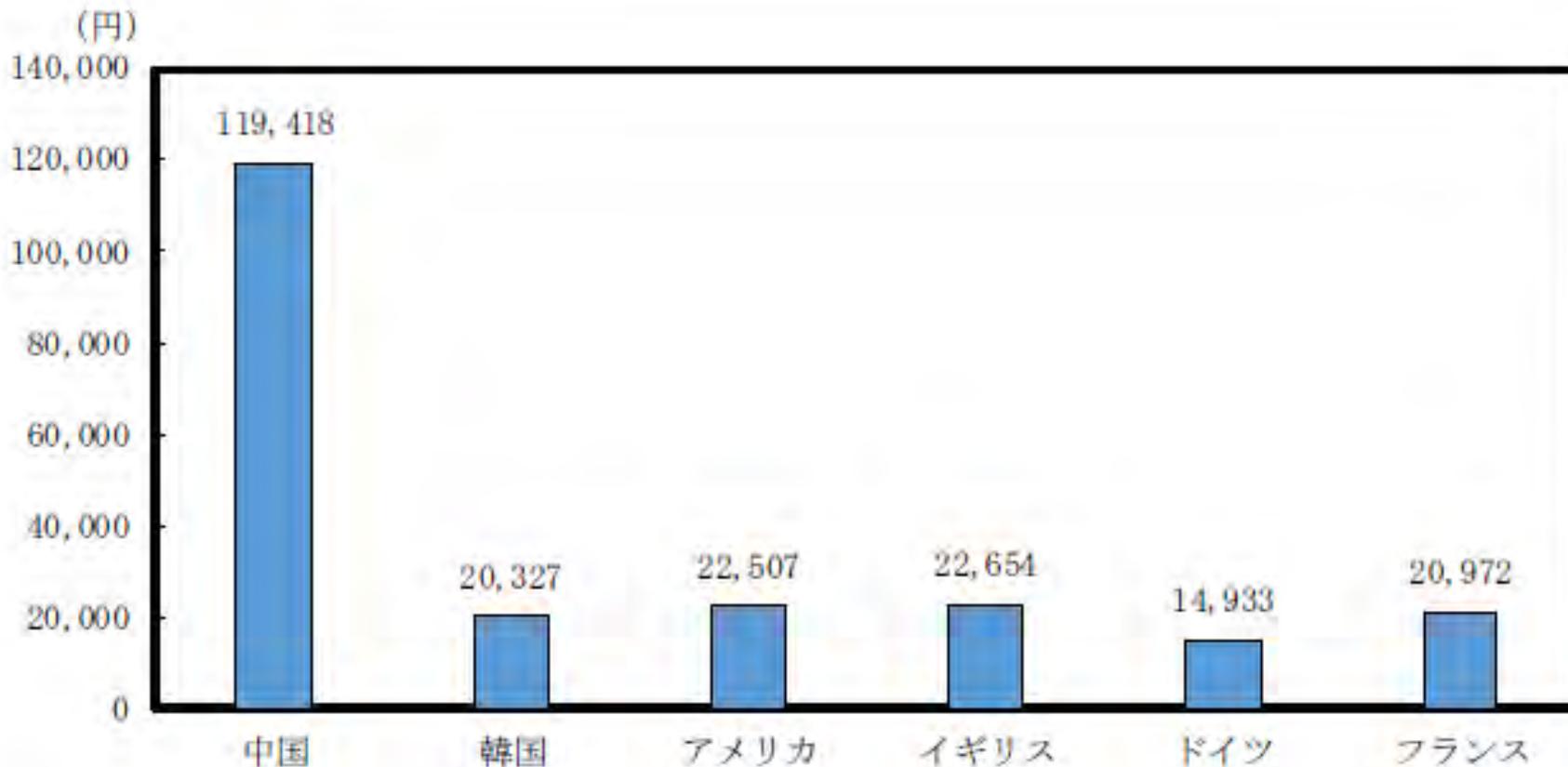
(備考) 1. 観光庁「訪日外国人消費動向調査」により作成。

2. アジアは、韓国、中国、香港、台湾、欧米は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ。その他は上記以外。

外国人観光客のニーズの把握等

n 国籍によって購入物品等に違いが見られる。国籍別に一人当たり消費額(買物代のみ)を比べると、中国の観光客が非常に多い。

国籍別一人当たりの消費支出額(2015年)

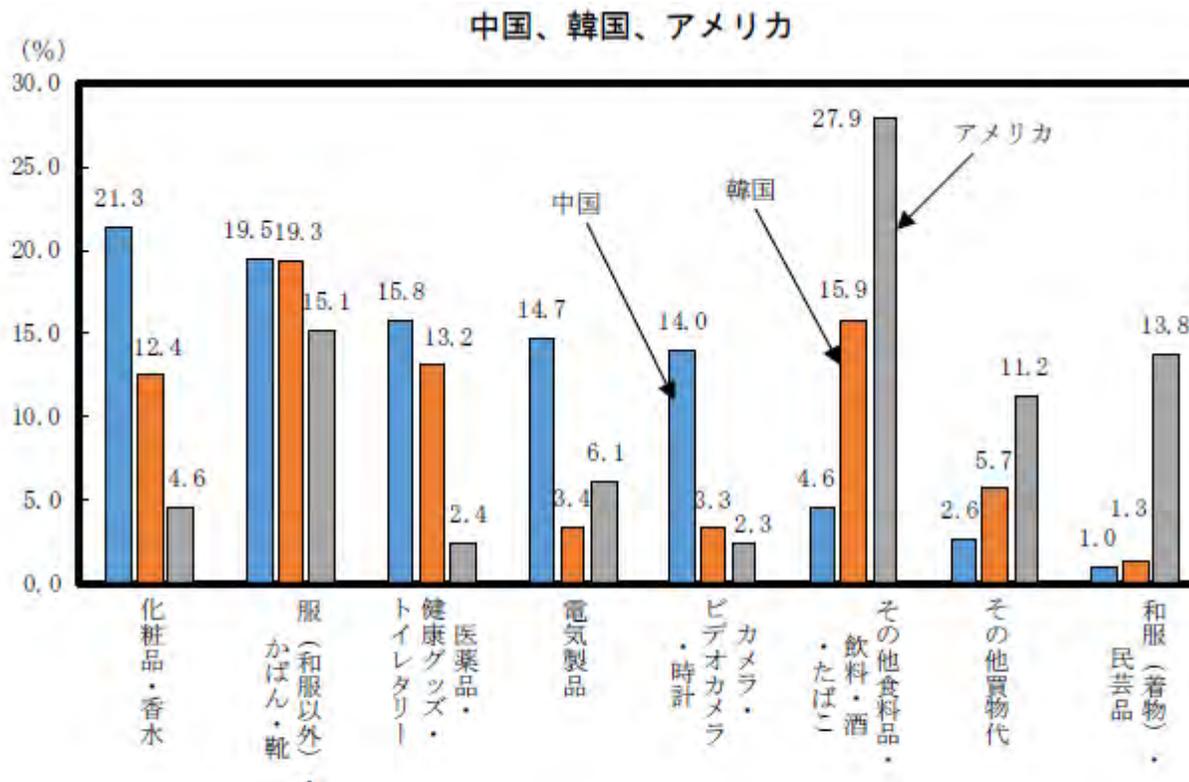


出所:「地域の経済2016」(内閣府)

外国人観光客のニーズの把握等

n 品目一人あたり消費支出のシェアを国籍別にみると、中国からの観光客は、化粧品・香水、服(和服以外)・靴・靴、医薬品、電気製品、カメラ・ビデオカメラ・時計のシェアが高く、韓国からの観光客は、服(和服以外)・かばん・靴、飲食料品・たばこや服、和服・民芸品が上位を占める。

消費支出の品目別シェア(2015年)



(備考) 1. 観光庁「訪日外国人消費動向調査」により作成。

2. 消費支出シェア=各国の品目別一人あたり消費支出額/各国の買物代における一人あたり消費支出総額

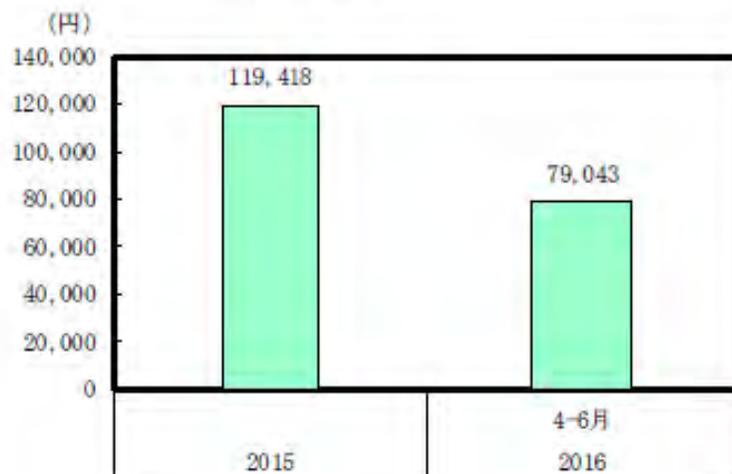
3. パッケージツアー参加費内訳を含まない。

外国人観光客のニーズの把握等

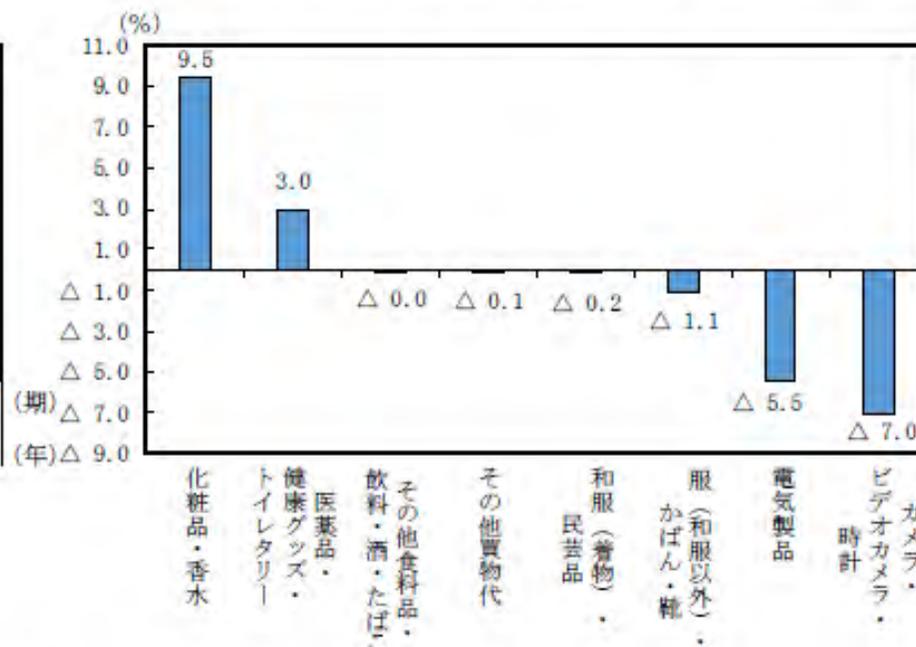
n 2016年に入り、中国からの観光客の一人当たりの消費支出及び購入品目のシェアには変化が見られる。一人当たり消費支出は、2015年から、2016年4-6月期にかけて3割減少している。購入品目のシェアをみると、電気製品、カメラ・ビデオカメラ・時計などの高単価品目のシェアが縮小し、化粧品・香水、医薬品といった日用品のシェアが相対的に高まっている。

外国人観光客(中国)の消費支出の変化(2015年、2016年4-6月期)

一人当たり消費支出



購入品目シェアの変化 (差)

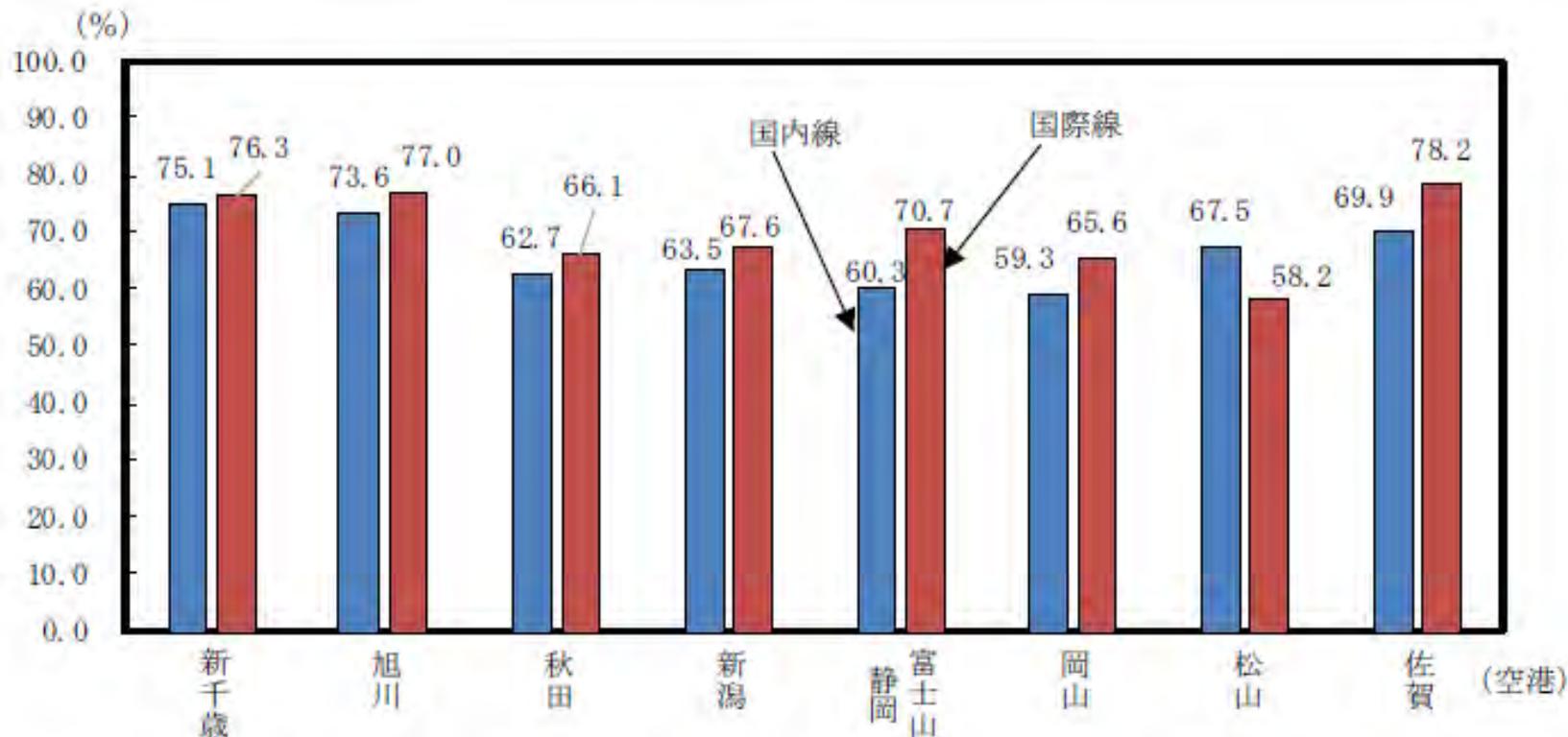


- (備考)
1. 観光庁「訪日外国人消費動向調査」により作成。
 2. 消費支出シェア=各国の品目別一人当たり消費支出額/各国の買物代における一人当たり消費支出総額。
 3. 購入品目シェアの変化とは、2015年のシェアと2016年4-6月期のシェアの差をとったもの。
 4. パッケージツアー参加費内訳を含まない。

地方航空機能の拡充

n 地方空港の発着枠利用率は6-7割にとどまり、稼働率に余力があることから、追加的にインバウンド需要の取り込みを実現することが可能と見込まれる。

主な地方空港における空港利用率(2015年)

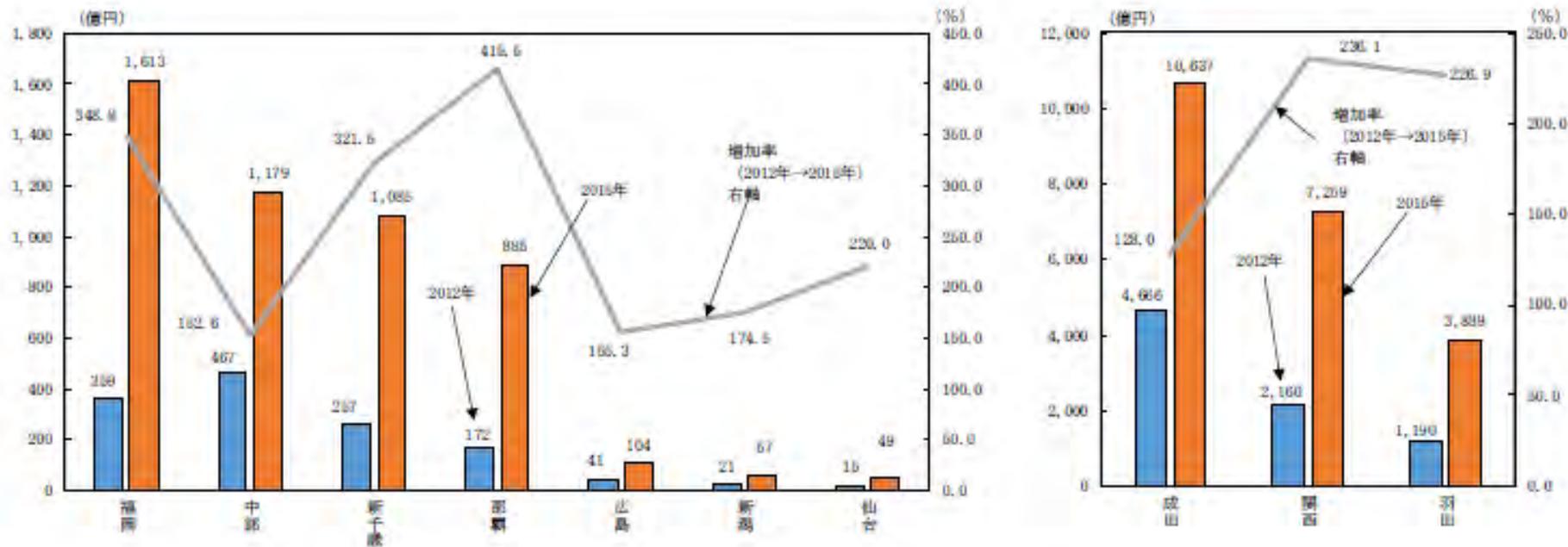


- (備考) 1. 千歳市「新千歳空港路線別乗降客数」、旭川市「空港利用状況と空港収支」、秋田県「秋田空港利用状況」、新潟県「新潟空港利用状況(暦年)」、富士山静岡空港「富士山静岡空港の利用状況」、岡山県「岡山空港の利用状況」、松山空港「松山空港の利用状況の推移」、佐賀県「九州佐賀国際空港 利用状況」により作成。
2. 新潟空港は国際線、国内線ともに速報値。

地方航空機能の拡充

- n 地方空港の入国者別に外国人観光客の消費額の変化をみると、那覇空港利用客の消費額の伸び率は直近3年間で約4倍と大きく増加した。背景には、当該空港を利用する外国人観光客数の増加がある。
- n 客数の増加に寄与しているのは、主にLCCを含む国際就航路線の拡大である。

主な地方空港 入国者別の外国人観光客の消費額



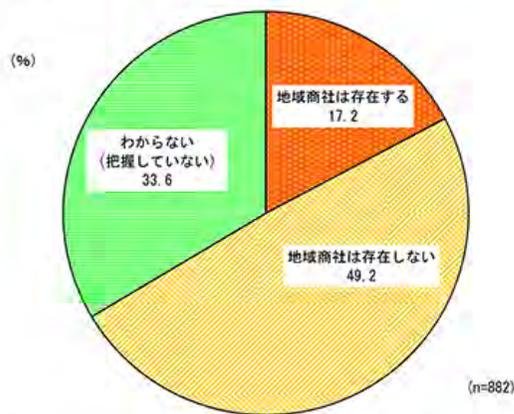
(備考) 1. 法務省「出入国管理統計」、及び、観光庁「訪日外国人消費動向調査」により作成。
2. 2015年は確報値。

出所:「地域の経済2016」(内閣府)

地域商社

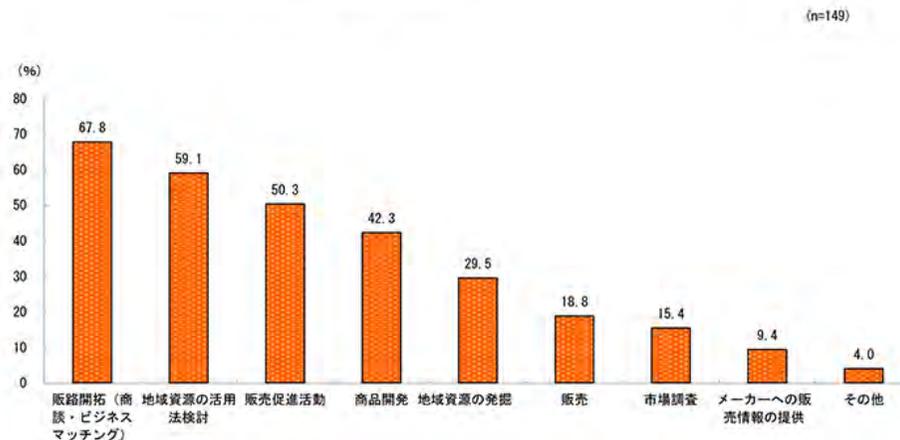
- n 地域商社には、生産まで含めて地域商社機能を持つケース、流通が独自の地域商社機能を築くケース、全国で商品カテゴリ別に連携するケースなど多様な主体が考えられる。
- n 「ふるさと名品オブ・ザ・イヤー」をはじめ、地域の産品と消費者を直接つなげ、伝えるために行われている全国レベルでの民間の活動等との連携を促し、地域産品の良さを都市部の消費者に伝える機会を拡大することで、地域商社機能の活性化を図る。
- n 地域商社単体の取組だけでなく、日本版DMOや稼げるまちづくり等と連動した取組や地域商社間の連携を促すため、情報交換の場の提供やイベントの開催等を実施していく。

地域商社の存在の有無



資料：中小企業庁委託「地域活性化への取組に関する調査」(2014年12月、ランドブレイン㈱)
 (注)ここでいう「地域商社」とは、「地域資源の発掘、地域資源の活用法検討、市場調査、商品開発、販路開拓(商談・ビジネスマッチング)、販売促進活動、販売、メーカーへの販売情報の提供など、地域の生産者の活動を全面的にサポートするとともに、全国(海外)へ積極的に地域の商品(特産品等)を売り込んでいく商社機能を保有する組織」を指す。

地域商社が担っている重要な機能

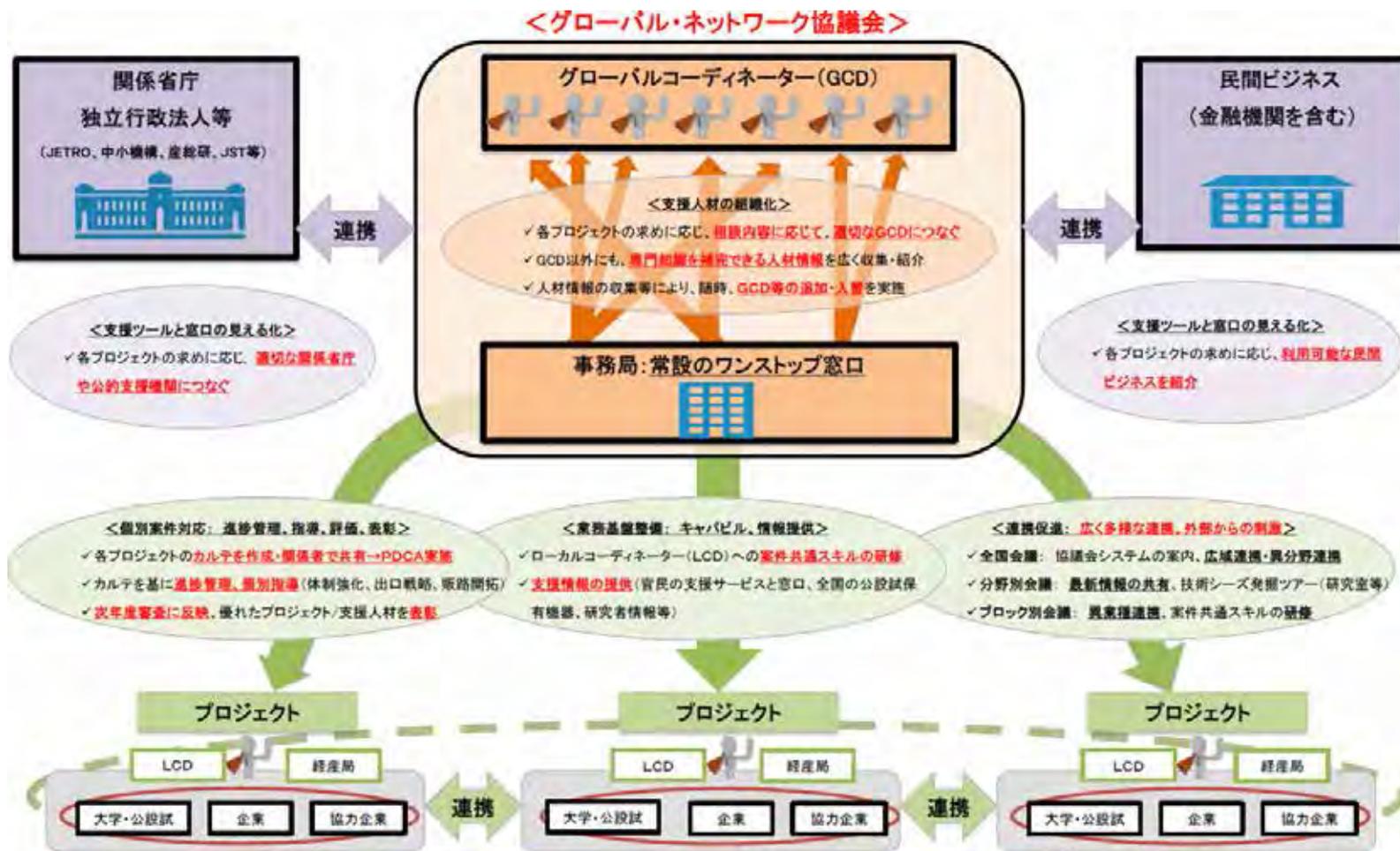


資料：中小企業庁委託「地域活性化への取組に関する調査」(2014年12月、ランドブレイン㈱)
 (注)1. 「地域商社は存在する」と回答した市町村に対して、地域商社が担っている機能について重要だと思われるものを尋ねたもの。
 2. 重要な機能について1位~3位まで回答を求め、複数回答として処理した。

出所：中小企業庁ホームページ

日本型イノベーション・エコシステム

- n 毎年200程度を目安に、5年間で約1000の先導的な技術開発プロジェクトを支援するイノベーション・コンソーシアムを形成し、地域の優れた技術の発掘とその事業化に向けた取組を推進する。
- n グローバル・ネットワーク協議会(仮称)を設置し、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家からなるグローバル・コーディネーター(仮称)を組織化し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。

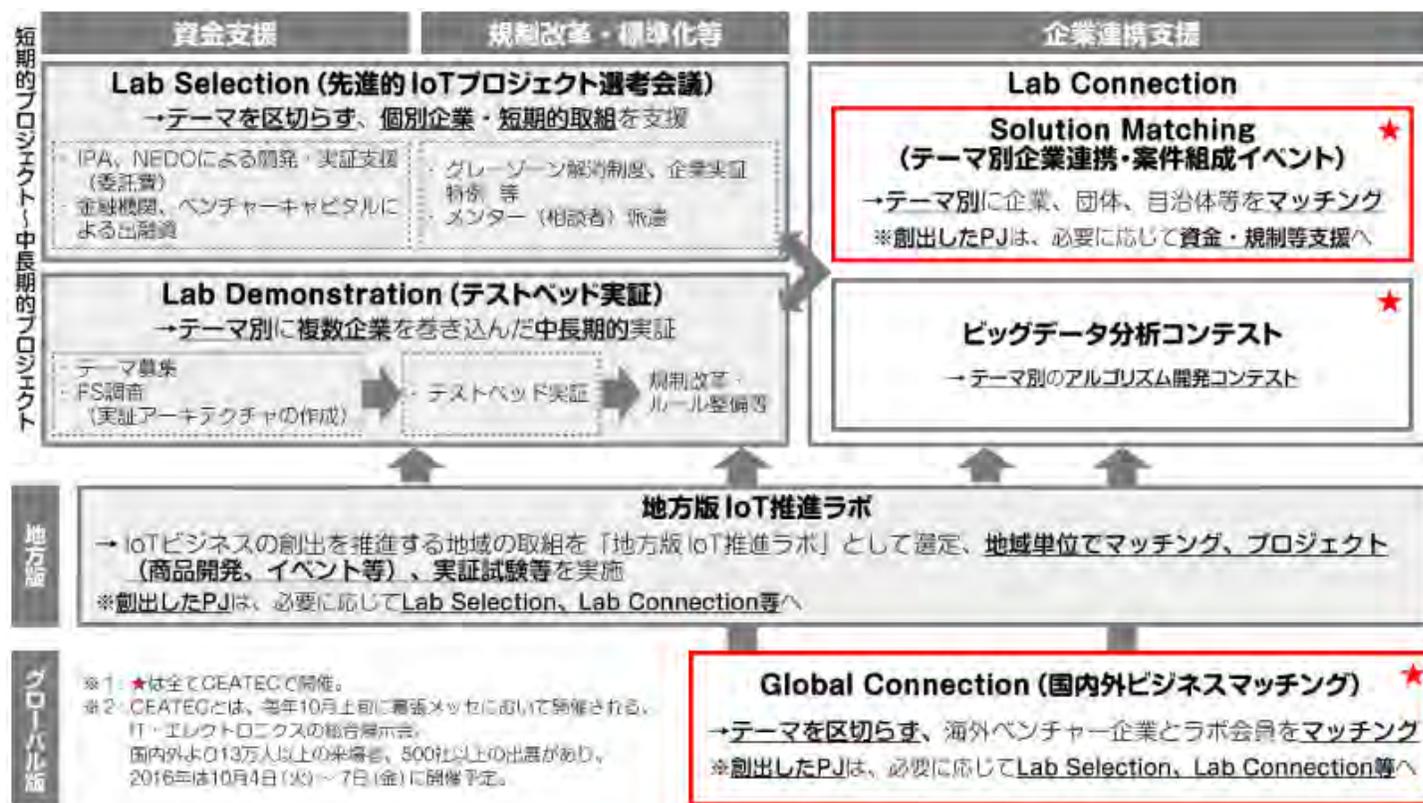


※グローバルコーディネーター(GCD)の内、プロフェッショナルグループのメンバー候補については、各プロジェクトにローカルコーディネーター(LCD)として参画するため、GCDからは除外している。

出所:
経済産業省
ホームページ

サービス産業の生産性向上

- n 「地方版IoT推進ラボ」の普及など、地域企業がその内容や効果に直接触れ、具体的にIoTの活用に踏み込んでいけるよう、多くの地域企業がIoT活用に関する情報交換や、自社のニーズに合うIT人材やITサービス発掘を行う機会を提供するため 地方公共団体が積極的に関与する「地方版IoT推進ラボ」の普及 モデルとなるスマート向上の整備 「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備 おもてなしプラットフォームなどの共通のIT基盤の整備 等に取り組む。
- n 全国の約半数の地方公共団体が国と連携し、平成32年までに、地元のサービス事業者にワンストップで対応できるようにする。また、事業分野別指針の策定と成功事例の普及、サービス経営人材の育成、おもてなし規格認証の全国約30万社による認証の取得などにも取り組む。



出所：
IoT推進ラボ
ホームページ

4 . 情報通信技術の活用などによる サービスのイノベーション

将来人口を前提にした場合、サービス業の立地が厳しくなる自治体数

n サービス別に動きを見ると、百貨店は3割、大学、有料老人ホーム、ハンバーガー店は2割を超える市町村で施設・店舗がなくなる可能性がある。特に、百貨店は大きな需要規模(25万-30万人)を必要としているので、人口減少によって立地が厳しくなる。生活インフラや介護など、日常生活で利用の多い病院や銀行も、1割を超える市町村で立地が厳しくなる可能性がある。

将来人口を前提にした場合、立地が厳しくなるサービス自治体数(3大都市圏を除く)

項目	2010年にサービスの存在確率50%以上の市町村数		
		うち、2040年にサービスの存在確率が50%未満になる市町村数	割合(%)
生活インフラ			
一般病院	1,033	127	12.3
救急告示病院	726	133	18.3
銀行	987	136	13.8
介護関連施設			
有料老人ホーム	387	89	23.0
訪問介護事業	906	127	14.0
介護老人保健施設	872	124	14.2
個人消費関連			
百貨店	42	16	38.1
ショッピングセンター	205	34	16.6
ハンバーガー店	497	113	22.7
映画館	185	36	19.5
企業向けサービス			
税理士事務所	726	133	18.3
公認会計士事務所	185	36	19.5
教育			
書籍・文房具小売店	1,210	27	2.2
学習塾	1,033	127	12.3
大学	159	39	24.5

- (備考) 1. 存在確率は国土交通省(2014)を基に、内閣府にて試算。
 2. 将来人口として、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」の市区町村別(福島県は含まず)推計を基に作成。
 3. 3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を除く。

出所:「地域の経済2016」(内閣府)

将来人口の規模別市町村数と立地困難なサービス例

- n それぞれの人口規模の下で提供が困難になるサービスを例示すると、人口規模が2万人以下では、ペットショップや英会話教室等のサービスが、人口規模1万人以下では、救急病院や介護施設、税理士事務所棟のサービスが、人口5千人以下では、一般病院や銀行など日常生活に必要なサービスの提供主体は立地が難しくなる。

将来人口の規模別市町村数と立地困難なサービス例

	2010年	2020年	2030年	2040年	15歳未満率 (2010年, %)	15歳未満率 (2040年, %)	65歳以上率 (2010年, %)	65歳以上率 (2040年, %)
全国	128,057,352	124,099,926	116,617,659	107,275,851	13.1	10.0	23.0	36.1

市町村の人口 20,000 人以下：
美術館や研究機関、ペットショップや英会話教室などの外国語学習施設などの多くの文化的都市機能等の存続確率が50%を割る水準

	2010年	2020年	2030年	2040年	15歳未満率 (2010年, %)	15歳未満率 (2040年, %)	65歳以上率 (2010年, %)	65歳以上率 (2040年, %)
A市	29,951	23,416	18,079	13,745	9.7	6.5	38.0	51.9
B町	22,074	17,497	13,645	10,374	12.4	7.2	33.4	54.7

同様の市町村は全国で 133

市町村の人口 10,000 人以下：
救急病院や介護保険施設などの医療福祉サービスや税理士事務所など企業向けサービス等の存続確率が50%を割る水準

	2010年	2020年	2030年	2040年	15歳未満率 (2010年, %)	15歳未満率 (2040年, %)	65歳以上率 (2010年, %)	65歳以上率 (2040年, %)
C市	15,210	11,541	8,482	5,940	8.4	6.0	38.3	54.5
D市	12,637	9,705	7,275	5,296	8.5	6.4	38.8	51.5

同様の市町村は全国で 150

市町村の人口 5,000 人以下：
一般病院や銀行など生活インフラにかかわるサービス等の存続確率が50%を割る水準

	2010年	2020年	2030年	2040年	15歳未満率 (2010年, %)	15歳未満率 (2040年, %)	65歳以上率 (2010年, %)	65歳以上率 (2040年, %)
E市	10,922	7,929	5,613	3,883	6.6	4.5	43.8	56.1
F市	10,221	7,666	5,571	3,960	7.6	6.3	42.3	52.2

同様の市町村は全国で 143

(備考) 1. 存在確率は国土交通省(2014)を基に、内閣府にて試算。

2. 将来人口として、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」の市区町村別(福島県は含まず)推計を基に作成。

出所:「地域の経済2016」(内閣府)

立地にとらわれないサービスの提供

- n サービスは、生産と消費が同時に発生する性質があることから、一般的には、供給側と需要側が近くに存在することが要件と考えられる。しかしながら、情報通信技術(IT)の発展等により、立地(又は居住地)にとらわれずに、生活に必要なサービスを提供(又は享受)することが次第に可能となっている。
- n 特に、一般病院や銀行などは日常生活に不可欠なサービスであり、人口減少下でもこうしたサービスが今後利用可能となるよう、ITの利活用による立地にとらわれないサービスの提供を促すなどの環境整備を進める必要がある。

情報通信技術(IT)の活用によるサービスの取組例

(1) 行政サービス

- ・行政手続きの簡素化・効率化・オンライン化(申請・交付等の行政手続きの簡素化(マイナンバーカードや電子私書箱の利活用による子育て支援や電子調達等に係る手続きのワンストップ化))

(2) 医療・介護サービス

- ・医療・介護用ロボット、センサー等の活用
- ・IoTの活用による個別化健康サービス(レセプト・検診・健康データを集約・分析・活用)の提供
- ・訪問医療、訪問介護事業の拡大

(3) 小売業

- ・ネットスーパー等の通信販売事業の展開

(4) 金融・保険業

- ・オンラインによる申請・サービスの提供拡大

(5) 教育・教養娯楽サービス

- ・タブレット端末をはじめとするITを活用した教育手法の導入
- ・デジタルコンテンツなどのインターネットによる娯楽サービスの提供

(備考)「経済財政運営と改革の基本方針2016」(2016年6月2日閣議決定)、「日本再興戦略2016～第4次産業革命に向けて～」(2016年6月2日閣議決定)、総務省(2015)、消費者庁(2014)等より作成。

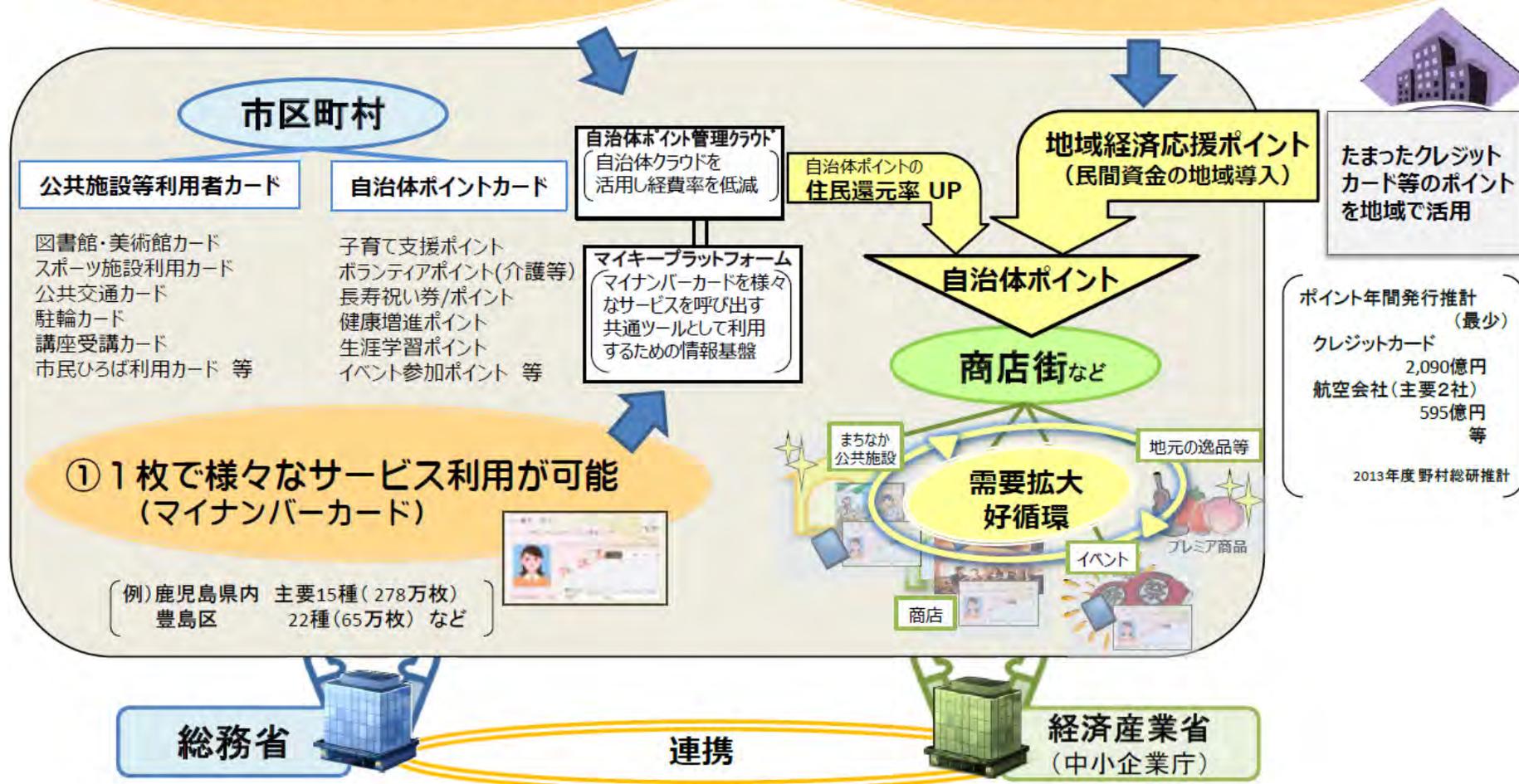
出所:「地域の経済2016」(内閣府)

マイキープラットフォームによる地域活性化方策

n 民間利用が可能な電子証明書等(マイキー)を活用 マイナンバーは使わない

②住民視点での行政サービス改革
(自治体クラウドの強力な推進による低コスト化)

③地域経済の活性化・好循環拡大
(自治体ポイント等を通じた需要増大)



マイナンバーカードを活用した利活用将来像

母子健康情報・おしらせ

- ✓ 母子健康情報をいつでもどこでも閲覧
- ✓ 電子私書箱あてに自治体からの予防接種のおしらせ通知により、受診漏れ防止



地域経済を応援

- ✓ マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能。
- ✓ 民間ポイントを自治体ポイントに交換し、商店街等で活用



インターネットバンキング

- インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



チケットレスサービス

- コンサート会場への入場時にマイナンバーカードを使ってスムーズに入場



行政サービスの利便性向上

- コンビニ交付サービスの基盤について、地方公共団体の窓口など他の場面で活用



ワンストップサービス

- 年金支給の生存確認をケーブルテレビから簡便に実施（現況届）
- 保育所の利用申請手続（雇用証明書取得を含む）を在宅から実施



官民様々なサービス基盤との連携

災害時の避難指示・見守り

- ✓ 迅速な個人への避難の呼びかけ
- ✓ 健康状況を確認、遠隔サポート



避難所での適切な住民支援

- ✓ 迅速な避難状況の把握により、避難状況にあわせた支援物資の準備



住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

5 . コンパクトシティの形成等

社会資本の維持管理・更新費及び老朽化状況

n 今後、人口減少や少子高齢化に伴い財政状況がより一層厳しくなることが予測されているが、2013年度には更新費約3.6兆円、20年後には、約4.6～5.5兆円となり、現状の約3～5割高くなると推計されている。

社会資本の維持管理・更新費及び老朽化状況

将来の維持管理・更新費の推計結果

年度	推計結果
2013年度	約3.6兆円
2023年度 (10年後)	約4.3～5.1兆円
2033年度 (20年後)	約4.6～5.5兆円

- ※1. 国土交通省所管の社会資本10分野（道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設）の、国、地方公共団体、地方道路公社、（独）水資源機構が管理者のものを対象に、建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。
- ※2. 今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない。
- ※3. 施設更新時の機能向上については、同等の機能で更新（但し、現行の耐震基準等への対応は含む。）するものとしている。
- ※4. 用地費、補償費、災害復旧費は含まない。
- ※5. 個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。

社会資本の老朽化の現状

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

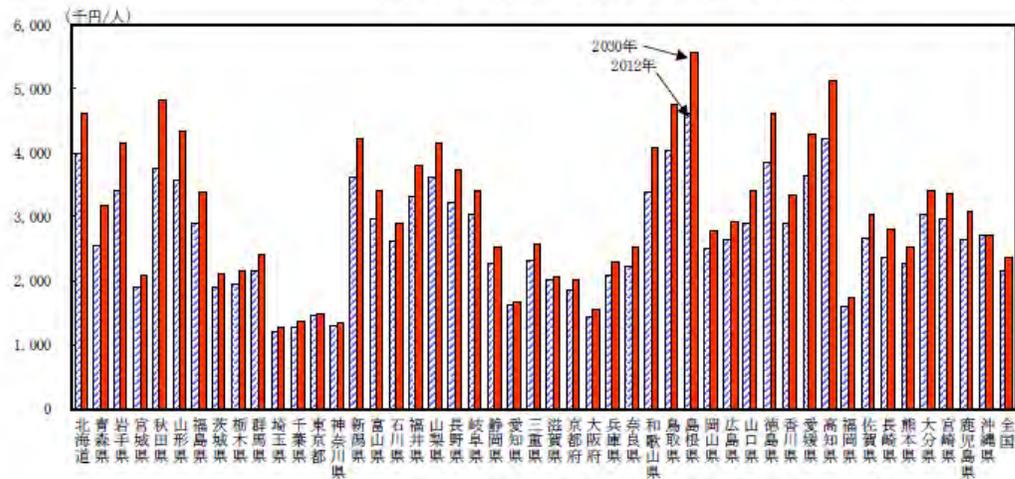
	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 [約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本 ^{注2)}]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設（水門等） [約1万施設 ^{注3)}]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ [総延長：約45万km ^{注4)}]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

- 注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。
- 注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。
- 注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）
- 注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。（30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）
- 注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

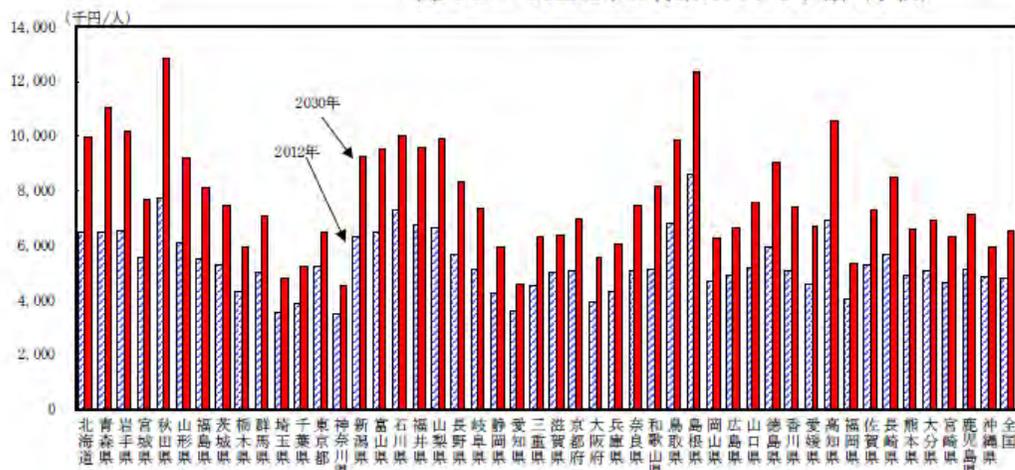
総人口一人当たりの将来ストック額 (道路、学校)

- n 将来人口推計を用いて一人当たりストック量を延長すると、一人当たり道路ストックは、人口減少によって概ね全ての都道府県で増加する見込みである。
- n 同様に、学校ストックも2030年にかけて大幅に過剰になっていくことが見込まれている。

総人口一人当たりの将来のストック額 (道路)



年少人口一人当たりの将来のストック額 (学校)



(備考) 1. 内閣府「都道府県別経済財政モデル・データベース」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」(平成25年3月推計)、総務省「人口推計(平成24年10月1日現在)」より作成。
 2. 2012年の資本ストック額(実質・2005年基準)を内閣府「固定資産残高に係る参考試算値」における「一般政府」部門の資産残高(2012年)の名目・実質比率を用いて名目化し2012年と2030年の人口(推計値)で除したもの。なお、道路については総人口、学校については0歳-14歳の人口を用いた。

出所:「地域の経済2016」(内閣府)

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
(特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数))

集住化への取組を行う地方公共団体の政策手段

n 人口動態の変化に応じて街の姿を変えていくことは、多くの者の利害に関わり、かつ資金も要することから、容易ではない。そこで、国は様々な制度を用意して地方公共団体の取組を支援することになっている。

集住化への取組を行う地方公共団体の政策手段

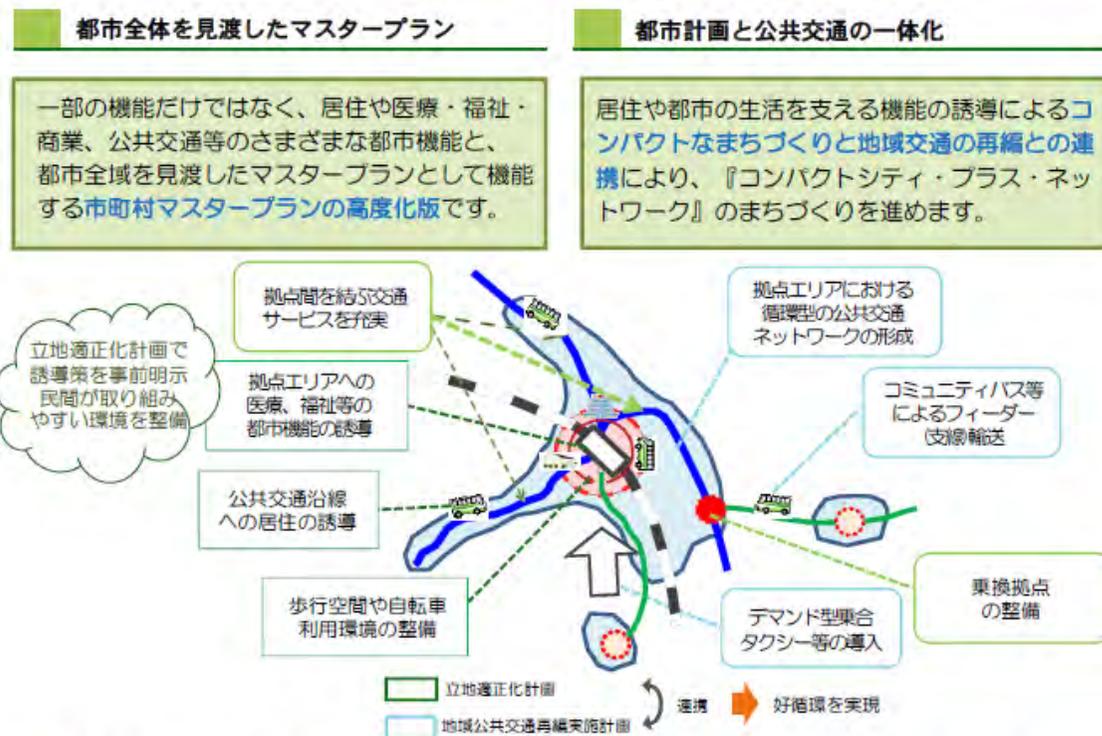
中心市街地 活性化計画	<ul style="list-style-type: none">・ 教育文化施設・医療施設等の都市福利施設の整備 (社会資本整備総合交付金等補助金の交付)・ 街なか居住の推進 (街なか居住再生ファンドによる出資・社会資本整備総合交付金等補助金の交付)・ 市街地の整備改善・ 商業等の活性化
立地適正化 計画	<ul style="list-style-type: none">・ 拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導・ 歩行空間や自転車利用環境の整備・ 公共交通沿線への居住の誘導
地域公共交通網 形成計画	<ul style="list-style-type: none">・ 拠点間を結ぶ交通サービスの充実・ 乗換拠点の整備

(備考) 国土交通省 (2015c)、国土交通省 (2008) により作成。

出所: 「地域の経済2016」(内閣府)

立地適正化計画

- n 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えを進めていくことが重要。



まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

※公的不動産 (PRE) : 市町村が所有する公共施設や公有地等

出所: 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」(国土交通省)

空き家対策について

- n 総住宅に占める空家の割合は1998年に1割を超えた後も増加の一途をたどり、2013年には13.5%、820万戸となっている。
- n 空き家の除去・改修や実態把握に必要な費用は、「空き家再生等推進事業」として社会資本整備総合交付金から助成されてきた。また、2014年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、従来の社会資本整備総合交付金による助成とは別に、「空家等対策計画」を策定する自治体に対し、用途を限定した補助金(補助率当は受来の助成と同等)が支給されることとなった。

空き家対策について

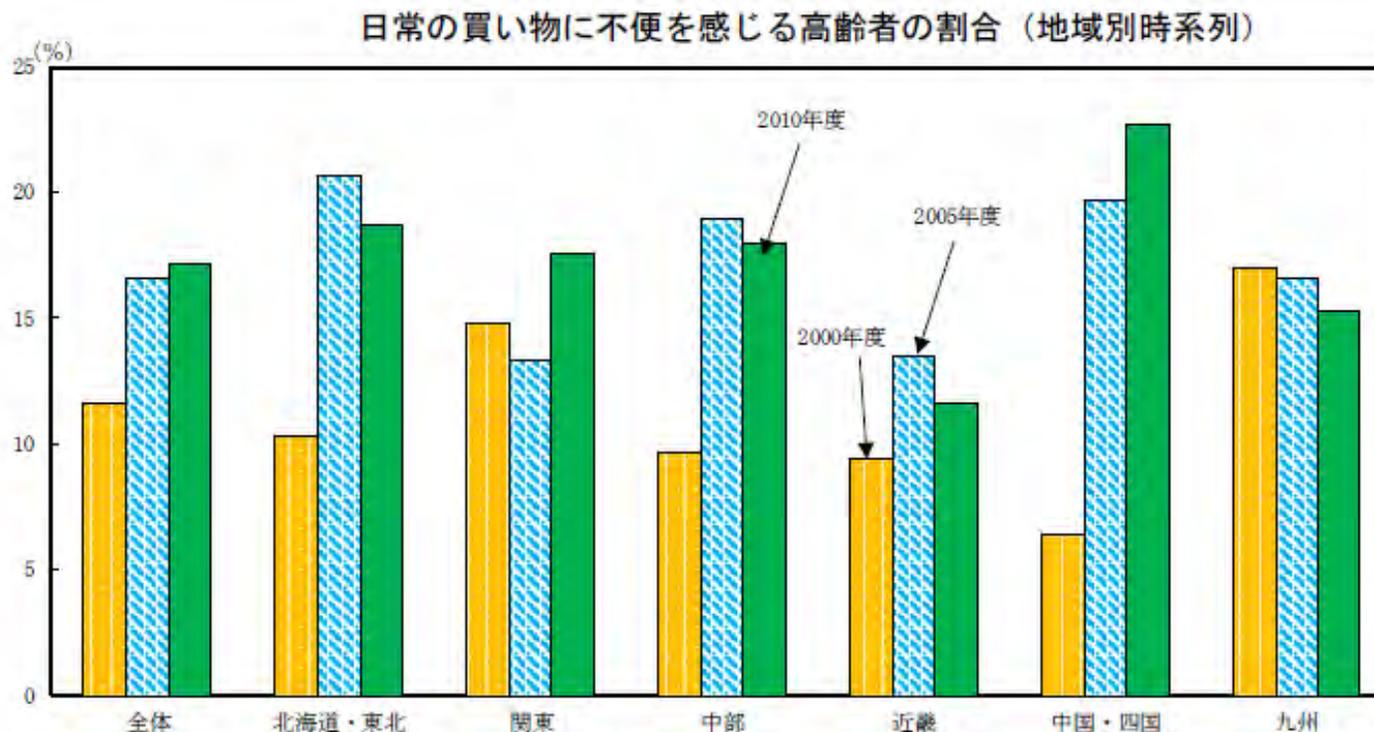
	対象地域	対象事業・支援内容	助成率等
空き家再生等 推進事業 (除却事業・活用事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・「空家等対策計画」に定められた空家等に関する対策の対象地区 ・地域住宅計画や都市再生整備計画で空き家住宅等の計画的な除却・活用を推進すべきとしている地域等 	不良住宅・空き家住宅・空き建築物について、 <ul style="list-style-type: none"> ・除却・改修に要する費用 ・所有者の特定に要する費用 ・「空家等対策計画」の策定に必要な実態把握に要する費用 を、社会資本整備総合交付金の枠内で助成。	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握及び自治体が事業主体となる活用事業…総費用の1/2 ・除却事業…事業主体によらず2/5 ・民間が事業主体の活用事業…1/3を上限。 ・民間が事業主体となる場合、自治体が国費助成額と同額を負担。
空き家対策 総合支援事業 (平成28年度 新規事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・空家対策特措法に基づく「空家等対策計画」を策定、協議会を設置している自治体等 	「空家等対策計画」に基づく事業について、補助金を支給。 <ul style="list-style-type: none"> ・空家の活用 ・空家の除却・解体 ・関連事業(外観整備、低所得者向け住宅整備など) 	同上

出所:「地域の経済2016」(内閣府)

(備考) 国土交通省 HP「空き家再生等推進事業について」「空き家対策総合支援事業」により作成。

日常の買い物に不便を感じる高齢者の割合

n 公共交通手段の衰退は、自家用自動車を操作することが難しくなった高齢者等の自力で移動する手段を持たない層にとって深刻な問題である。実際、日常の買い物に不便を感じる高齢者は全国各地で増加している。



(備考) 1. 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査結果」により作成。

2. 有効回収数は、2010年度は2062人、2005年度は1886人、2000年度は2226人。

3. 2010年度は2005年度以前と地域区分が異なるため、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の合計を「北海道・東北」、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の合計を中部、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の合計を「中国・四国」として再集計している。

出所：「地域の経済2016」（内閣府）

今後本格導入が期待される交通サービスの事例等

n 既存の事業者による効率化や合理化だけでなく、鉄道や路線バスが衰退した地域では、生活に必要な移動手段となる様々な交通サービスが生まれている。

新交通サービスの提供事例

	概要	実施例	差別化ポイント
LRT Light Rail Transit	低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム。地下鉄等の建設より安価だが、初期投資費用が大きい。	・富山市にて実施。 ・富山市と民間15社の出資により開業。富山市が「施設の設備、更新・改良」に責任を持ち、運営会社側が「交通サービスの提供、施設の維持管理」に責任を持つ「公設民営」方式にて運営。	・交通環境負荷の軽減 ・交通転換による交通円滑化 ・移動のバリアフリー化 ・公共交通ネットワークの充実
BRT Bus Rapid transit	運節バス、PTPS(公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。バス専用道などの整備にコストは掛かるが、LRT導入よりは安価。	・神奈川県藤沢市、兵庫県三田市等全国16か所を実施。	・専用走行路やPTPSを活用し、定時制/速達性の確保 ・二運節バスによる大容量輸送が可能 ・路線再編による運行の効率化 ・鉄軌道と比較して、低廉な導入コスト
コミュニ ティ バス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し運行するもの。なお、事業者に委託して運行を行うものと市町村自らが行うものの2種類が存在。	・京都府京都市(醍醐コミュニティバス):京都市営バス撤退に伴い不便になった地域での運行。 ・東京都武蔵野市(ムーバス):交通空白地域解消、100円均一、5便/日運行。・他、全国1,251の市町村で実施(2014年)	・地域の実情に即したサービス(ルート/運賃/頻度等)を導入 ・他の交通システムとの整合性
デマ ン ド 交 通	事前予約により運行。運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の組み合わせにより、多様な運行形態が存在。データ管理や運行計画作成等をPCで運営するIT活用型が増加。	・福島県南相馬市(当時:小高町)でのサービス開始を皮切りに、全国388の市町村にて実施(2015年度) ・市町村/商工会/社会福祉協議会のいずれかが運営主体となり、バス事業者もしくはタクシー事業者へ委託。	・ドア・ツー・ドアのサービス(バス停を設定するデマンド交通事業者もあり) ・柔軟な運行経路/目的地 ・柔軟な運行時間/運行頻度 ・需要に応じた運行によるコスト削減
自家用 有償旅 客運送	交通空白地域における輸送、もしくは単独で公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等に対する福祉輸送を目的とし、自家用車を用いた有償で輸送。	・徳島県上勝町他、全国542か所を実施(交通空白輸送、市町村福祉輸送の重複分を含む)。 ・市町村もしくは特定非営利活動法人が運営し、運転手は第二種運転免許を有するもしくは第一種運転免許を持ち国土交通大臣の定める要件を備えている者。	・実施主体の負担がほぼない(専用車両不要) ・運賃が安価(タクシーの1/2程度) ・第一種免許でも要件を備えれば運転可能 ・軽自動車も活用可能

(備考) 岡山・加藤・城山(2007)、国土交通省(2009a, 2009b, 2013a, 2015a, 2015b, 2016)、全国オンデマンド交通システム導入機関連絡協議会LPにより作成。

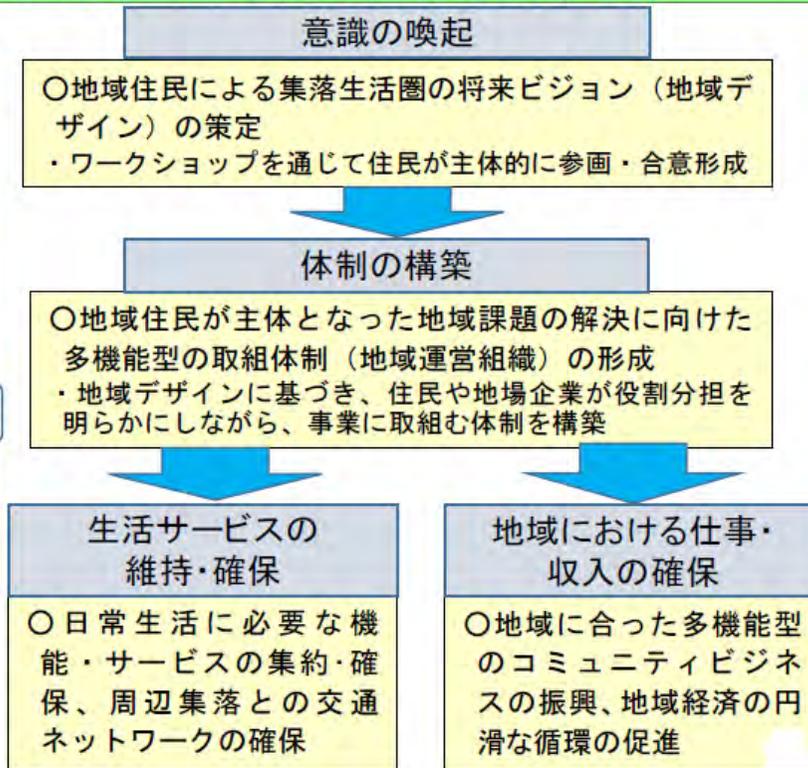
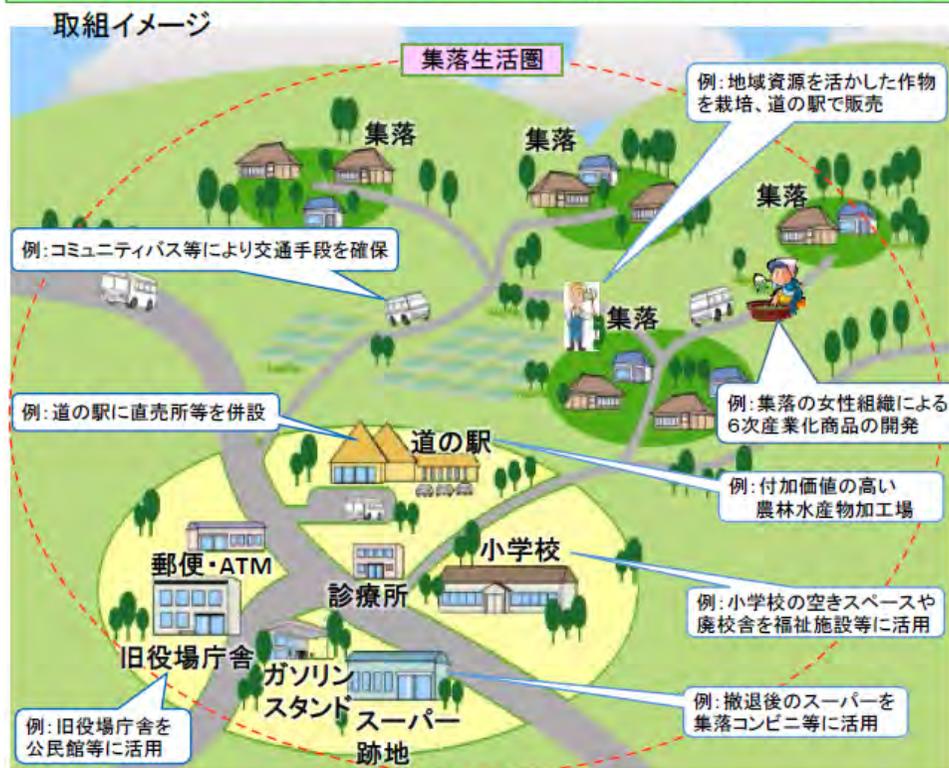
今後本格導入が期待される交通サービス事例

	概要	課題	効果
DMV	鉄道と道路の双方を運行できる車両。国土交通省による南阿蘇鉄道/天竜浜名湖鉄道及び沿線地域等における実証実験や、技術評価委員会等において実用化へ向けた検証などを実施。	・鉄道とバスの免許が必要 ・道路走行と鉄道走行では軽油取引税が異なる ・耐久性の検証、異常時対応マニュアルの整備が必要 ・鉄道部門とバス部門の運営事業者が異なる場合、設備投資負担などの役割分担の検討が必要	・乗り継ぎ利便性の向上 ・DMV観光資源化による地域活性化 ・現有鉄道コスト削減 ・需要見込み110%増、利用者便益/環境改善便益/その他利用価値等効果試算は11-12億円/年(静岡県富士市にて試算)
ライドシェア	自家用車の空き座席に人を乗せて有料で運送するサービスを企業が実施。京都府京丹後市にて自家用有償旅客運送制度を活用し、ウーバー社のワンクリックで第一種免許の運転者によるマッチングサービスが開始。	・自家用有償旅客運送制度では関係による運営協議会を設置するとともに、特定非営利活動法人による運営が必須(タクシー台数の多い都市部では合意形成が容易ではない)	・完全なドア・ツー・ドア ・即座に配車可能 ・需要供給に応じ弾力的な料金設定 ・渋滞による損失の軽減等の生産性革命とモビリティ向上により3.8兆円の経済効果(新経済連盟試算)
超小型モビ リティ	自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1-2人乗り程度の車両。開発中のものには移動支援ロボットも。国土交通省認証制度により鹿児島県薩摩川内市等で試行導入の取り組みを支援。	・走行空間の検討:超小型モビリティの特徴に即したハード/ソフト両面での取り組みが必要 ・駐車空間の検討 ・都市交通全体における超小型モビリティの担う役割を位置付けることが重要 ・現在は認定制度により公道の走行が可能だが、将来の普及を見据え、より簡易な手続きで利用が可能となるよう、保安基準等関連制度の検討が必要	・高齢者、子育て層の移動支援や市街地の活性化による地域振興 ・観光振興、小口物流の効率化 ・省エネ実現 ・中心市街地での移動簡便化により市街地での消費増3億円、CO2削減量4%(愛知県豊田市にて国土交通省試算)
自動運転	加速・操舵・制動を自動で行い、緊急時のみドライバーが行う運転支援システムと、緊急時も含め全て自動車が走る完全自動運転の2種類がある。日本再興戦略で重点的に取り組む方針を示し、国家戦略特別区域内の神奈川県(藤沢市)や、仙台市などにおいて実証実験を実施。	・運転支援型自動運転は、手続きなく公道を走行可能 ・完全自動運転は、ジュネーブ条約や道路交通法で禁止 ・完全自動走行システムにより発生した事故について、責任の所在が不明確	・渋滞の緩和、交通事故の削減 ・環境負荷の軽減 ・高齢者等の移動支援 ・運転の快適性向上 ・2035年需要予測 (1)1,180万台、世界市場の10%(IHS試算) (2)3,040万台、13%(ポストンコンサルティンググループ試算)

(備考) 国土交通省(2009a, 2011, 2012, 2013a, 2013b, 2013c)、富士市(2008)、新経済連盟(2015)、(株)日本臨中協会総合研究所(2016)。

「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化)が必要。【地域再生法改正H27.6成立】
- ◎このため、手引書の活用やフォーラムの開催、財政支援等を通じ、地域住民の合意形成、取組体制の確立や「小さな拠点」の形成に取り組む地方公共団体の動きを加速化。2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所、地域運営組織を全国で3,000団体形成する。



地域の課題解決を目指す地域運営組織

1. 地域運営組織の考え方

(1) 地域運営組織の多様性とその分類

- 地域運営組織は、「協議機能（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」と協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」がある。
- 地域運営組織の活動事例を分類・整理すると下記のとおり。



(2) 地域運営組織の基本的考え方

- 地域運営組織は自主的な活動に基づくものであり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合、法人格を取得する必要性が増大
- 地域運営組織の基本的要素は、①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属すること、②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、③一定の区域を基礎とした組織であること
- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがるもの
- 地域運営組織の設立には、①地域住民の当事者意識の醸成、②地方公共団体のサポート、③財源・制度・人材等組織設立を促す条件整備が必要
- 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方向

① 法人化の推進

- ・ 現行法人の活用に加え、現場のニーズに応じた多様な法人類型の整備の検討が必要
- ・ 活動の進捗によりNPO法人は、「認定NPO法人」の取得とその優遇措置の活用が望ましい
- ・ NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容される（NPO法の解釈を明確化）
- ・ 地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる
- ・ 地域運営組織のうち地縁組織に近い性格を持つ「地縁型組織」が経済活動等を行うのに適した法人制度の検討が必要（検討に当たっては、地域住民主体型のNPO法人や認可地縁団体等既存の法人制度を参考）

② 人材の育成・確保

- ・ 地域運営組織の立ち上げ・運営に当たり、ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- ・ 地域運営組織の取組の推進は、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策（職員派遣・人材育成・情報発信の場づくり等）や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効

③ 資金の確保

- ・ 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- ・ 経済的な採算性と地域の必要性を勘案しながら複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外高などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

④ 事業実施のノウハウ等

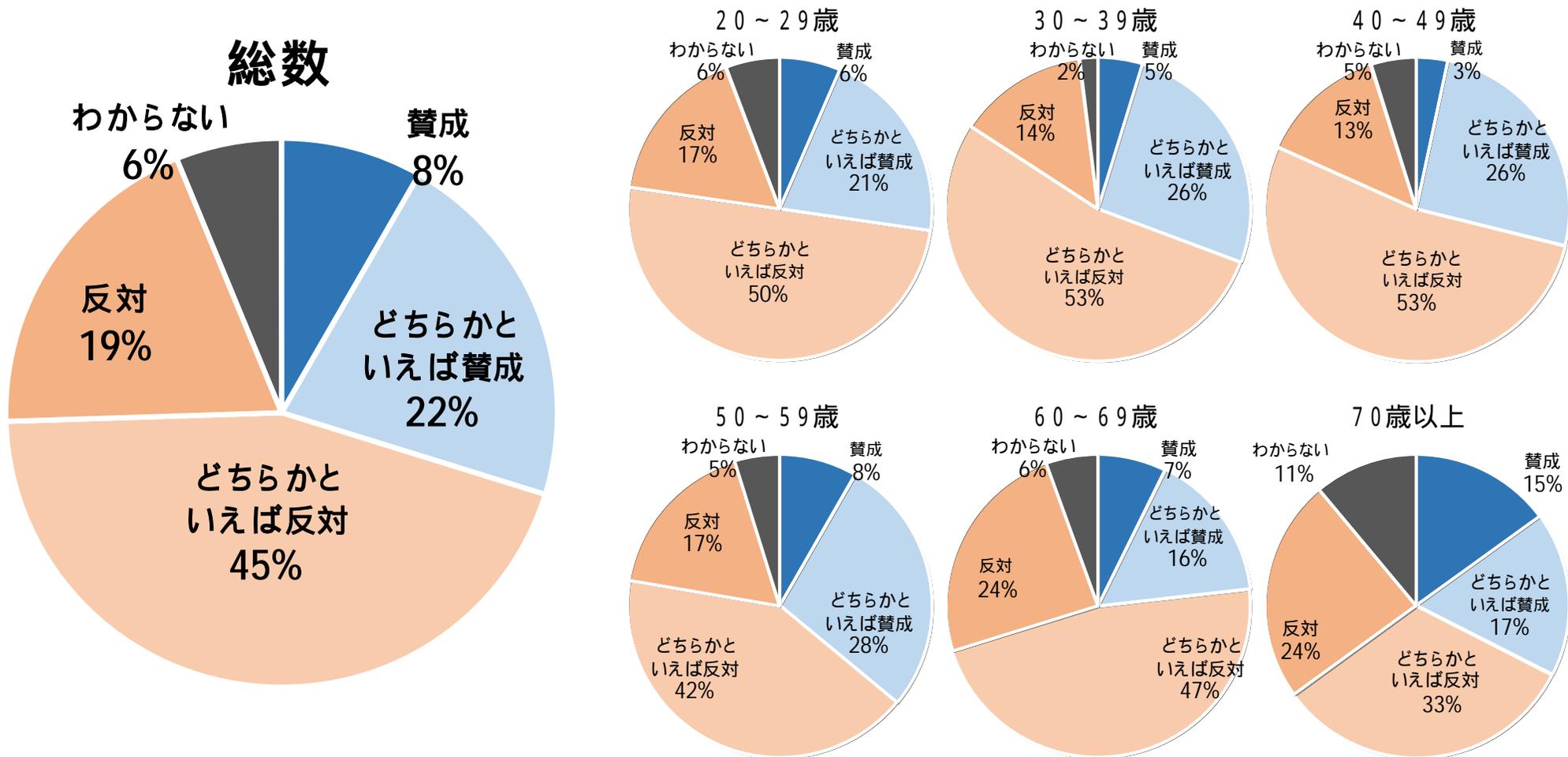
- ・ 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意しつつ、事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要

⑤ 行政の役割、多様な組織との連携

- ・ 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- ・ 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や離職を排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要。都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立、国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが重要
- ・ 持続的な地域づくりのため、地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要

居住地の中心部への集約に対する意識調査

n 人口減少、高齢化が進む中で、地域を維持・活性化させるための方法として、居住地を中心部に集約するという考え方に賛成か、それとも反対か聞いたところ、「賛成」とする者の割合が29.8%（「賛成」8.3% + 「どちらかといえば賛成」21.5%）、「反対」とする者の割合が64.0%（「どちらかといえば反対」44.7% + 「反対」19.3%）となっている。



6 . 広域連携施策の実施

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度	制度の概要	運用状況(H26.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
	協議会	○設置件数:210件 ○主な事務:消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)、
	機関等の共同設置	○設置件数:416件 ○主な事務:介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)
	事務の委託	○委託件数:5,979件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)
	事務の代替執行	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	○設置件数:1,515件 ○主な事務:ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)
	広域連合	○設置件数:115件 ○主な事務:後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
- (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

定住自立圏の取組

n 地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」を確保するため、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

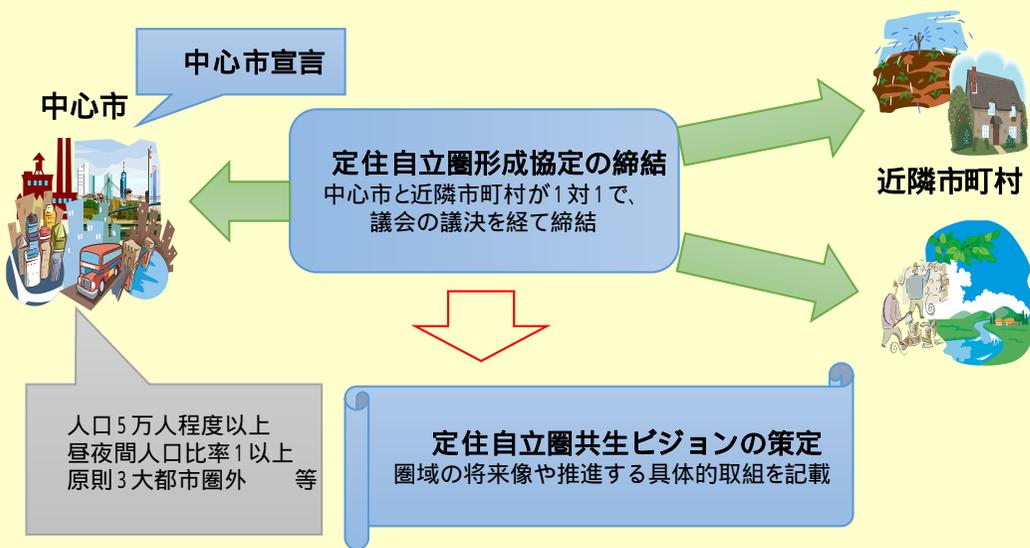
【圏域に求められる役割】

生活機能の強化（医療、福祉、教育、産業振興、環境 等）

結びつきやネットワークの強化（地域公共交通、交通インフラ整備、地産地消、交流移住 等）

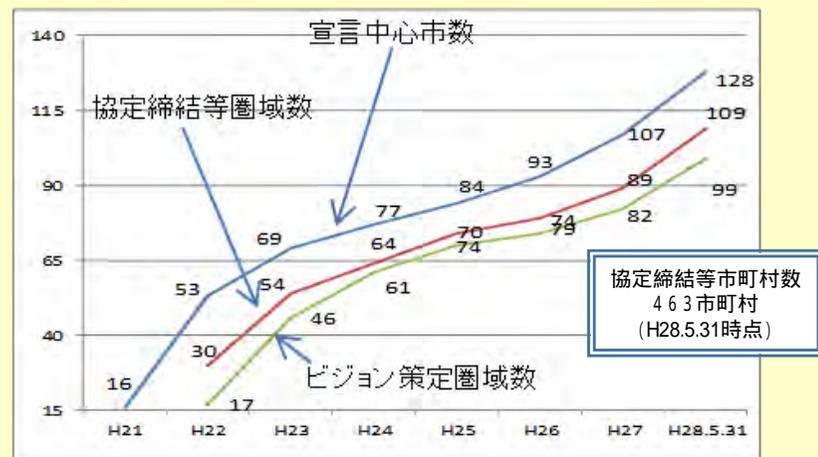
圏域マネジメント能力の強化（合同研修・人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年(平成32年) 140圏域 (H28.5.31現在 109圏域)
(市町村・圏域数)



H27以前は4月1日時点の数値

定住自立圏構想に対する支援策

定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、外部人材の活用や地域医療の確保に要する経費等に対する財政支援
その他、地方債（地域活性化事業債）、関係各省による事業の優先採択 等

連携中枢都市圏の取組

n 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する。

連携中枢都市圏に何が求められているのか

圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度・平成27年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援(21事業)
- **平成28年度予算**においても**1.3億円**を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から **地方交付税措置**を講じて**全国展開**を図る
- **連携中枢都市圏形成のための手続き**

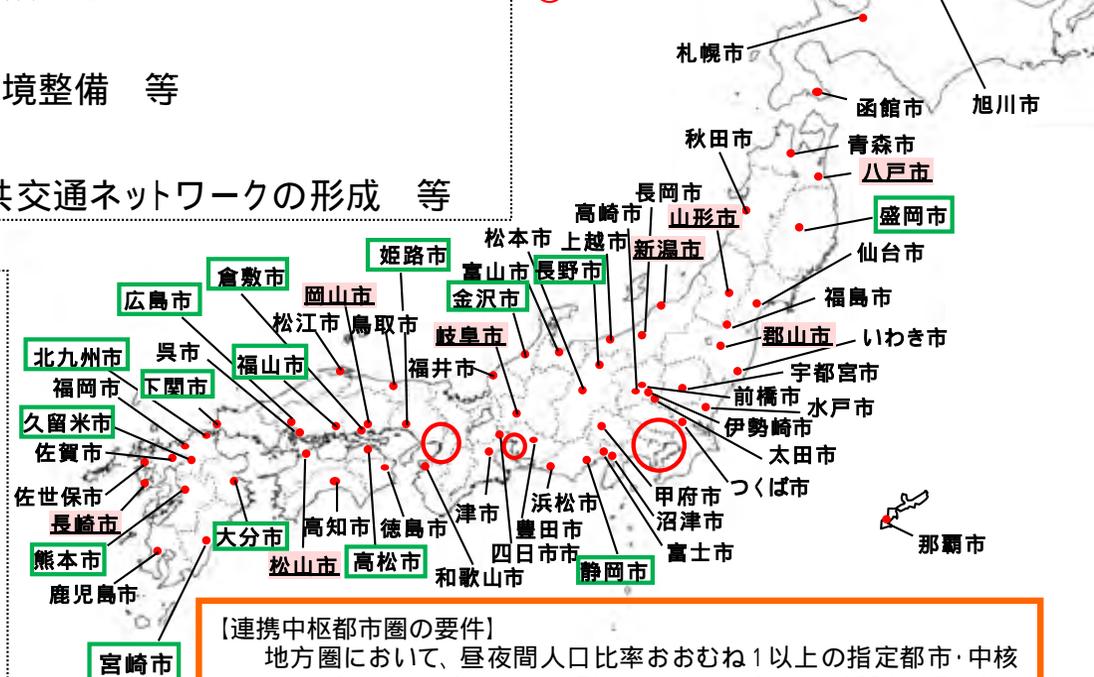
連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

出所：総務省ホームページ

は、都市圏を形成している団体(15団体)
 は、平成27年度促進事業実施団体(8団体)
 は、三大都市圏



〔連携中枢都市圏の要件〕

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

ただし、を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。